

平成 26 年 9 月 19 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君） 2 番（濱中幸三君） 3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君） 5 番（佐々木邦久君） 6 番（泊満夫君）
7 番（山本良熙君） 8 番（上川正衛君） 9 番（井上正清君）
10 番（太田和博君） 11 番（藤本誠助君） 12 番（川口幸路君）
13 番（川本貴也君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 1 名

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（難波正樹）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（中井俊博）
企 画 課 長（糸 英彦）	企 画 課 長（奥村 忠）
税 務 課 長（笹山恵子）	福 祉 課 長（川田順也）
健康増進課長（木下公明）	住 民 環 境 課 長（宮原正行）
建 設 課 長（樋口英士）	農 林 水 産 課 長（高橋幸光）
商工観光課長（須浪宏和）	教 育 総 務 課 長（宮原隆昌）
生涯学習課長（椎木 孝）	水 道 課 長（川本公義）
病 院 事 務 長（三木俊明）	出 納 室 課 長（南堀英二）
総務課課長補佐（井口秀俊）	総務課副主幹（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史） 書記（塩本 元）

議事日程 第 2 号

別紙のとおり

平成26年9月土庄町議会定例会

議事日程（第2号）

（平成26年9月17日招集）

平成26年9月19日（金曜日）午前9時30分 開議

日 程

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告
（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 議案第1号：平成26年度土庄町一般会計補正予算（第2号）
- 第 3 議案第2号：平成26年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第3号：平成26年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第4号：平成26年度土庄町大鐔財産区事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第5号：平成26年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第6号：平成26年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第8号：土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 9 議案第9号：土庄町税条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第10号：土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第11号：土庄町健やか子ども基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 12 議案第12号：土庄町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例
- 第 13 議案第13号：土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 14 議案第14号：土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 15 議案第15号：土庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 16 議案第16号：土庄町小江自治会館及び沖島集会場の指定管理者の指定について
- 第 17 議案第17号：土庄町小豆島町環境衛生組合の解散について
- 第 18 議案第18号：土庄町小豆島町環境衛生組合の解散に伴う財産処分について
- 第 19 諮問第1号：公有水面埋立てについて
- 第 20 請願第1号：解釈改憲による集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の撤回を求める意見書の提出に関する請願
- 第 21 発議第2号：泊満夫議員の辞職勧告に関する決議
- 第 22 太田和博君の議会運営委員会委員の辞任

- 第 23 太田和博君の水道事業特別委員会委員の辞任
- 第 24 太田和博君の議会改革活性化特別委員会委員の辞任
- 第 25 選挙第 1 号：小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について
- 第 26 選挙第 2 号：土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の補欠選挙について
- 第 27 選挙第 3 号：小豆医療組合議会議員の補欠選挙について
- 第 28 議員の派遣について
- 第 29 閉会中の継続調査申出について
- 第 30 一般質問

開議

○議長（川本貴也君）

おはようございます。

ただ今の出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日午前 9 時より議会運営委員会を開催し、今後の議会運営等についてご協議をお願いいたしました。その結果につきまして、副委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（川本貴也君）

議会運営副委員長 佐々木邦久君。

○議会運営委員長（佐々木邦久君）

おはようございます。

議会運営委員会からのご報告を申し上げます。本委員会は、本日 9 時より委員会室において今後の議会運営などについて審議をいたしました。その結果についてご報告申し上げます。

議員より追加発議 1 件の提出と、委員会委員の辞任願が 3 件、小豆地区広域行政事務組合議会議員他の補欠選挙が 3 件提出されましたので、これを日程に追加し、議題といたします。

本日の会議の進め方でございますが、追加議案の内容から判断して、全体会議でお願いすることにいたしております。初めに、議員提案であります発議第 2 号 泊満夫議員の辞職勧告に関する決議について趣旨説明を行い、質疑、討論、採決をお願いいたします。次に、議会運営委員会委員、水道事業特別委員会委員、議会改革活性化特別委員会委員それぞれの辞任願の採決と、選任をお願いいたします。次に、小豆地区広域行政事務組合議会議員、土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員、小豆医療組合議会議員それぞれの議員欠員に伴う補欠選挙を行います。次に、閉会中の継続調査申出について採決をお願いいたします。最後に、一般質問を行い、閉会する予定でございます。

議会運営委員会からの報告といたします。26 年 9 月 19 日、議会運営副委員長、佐々木邦久。以上です。

（太田和博君 入場）

○議長（川本貴也君）

ただ今、議会運営副委員長よりご報告のあったとおりでございます。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（川本貴也君）

本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

これより本日の日程に入ります。

日程第1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（川本貴也君）

総務建設常任委員長、山崎勝義君。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

おはようございます。開会中総務建設常任委員会の委員長報告を行います。

議案第1号 平成26年度一般会計補正予算の所管部分と議案第2号、第4号の特別会計補正予算、議案第8号の辺地に係る計画の変更、議案第9、10、11号の条例関係、諮問第1号の公有水面の埋立てについて、さらに請願1件について当委員会に付託されました。

この案件について、9月17日に委員会を開催し審議いたしましたので、その結果について順次主なものについてご報告を申し上げます。

税務課。税務課所管部分について、16ページ、税務総務費378万3千円は、社会保障・税番号システム整備事業に係る税情報システム改修委託料です。賦課徴収費177万7千円は、今年度導入の地図情報システム導入経費の予算の組み替えによる減少と、個人住民税等の申告に伴う、過年度還付金の増額によるものです。

147ページの議案第9号 土庄町税条例の一部を改正する条例について、3点の改正であり、1点目は法人町民税の法人税割の税率を平成26年10月1日から現行12.3%から9.7%に引き下げるもので、2点目は軽自動車税の税率を平成27年4月1日から原付等二輪車及び軽四輪等にあっては約1.5倍に、その他の車両にあっては1.25倍に引き上げるとともに、平成28年4月1日から最初の新規登録から13年が経過した車両については、概ね20%の重課を取り入れること、また、3点目は地方税法附則の規定によるわが町特例の導入を行うという説明がありました。

委員からは、社会保障・税番号システム整備事業は必要かという質問があり、執行部より、国の方針で決まっていることであるので、町で判断することは難しいと答弁がありました。さらに、軽自動車税の税率改正は住民に影響があるのではないかという質問に対して、軽自動車税の税収入は交付税の算定にも影響があるので、町単独では決められないという答弁がありました。

採決に入り、委員 1 名が予算案について反対がありましたが、所管部分の議案を承認いたしました。

商工観光課。商工観光課所管部分について、26 ページ、商工業振興事務費 6 万 4 千円は、香川県信用保証協会保証料補給金として、土庄町中小企業融資制度の利用者に対する助成である。

観光事務費 98 万 1 千円は、主に豊島観光マップの印刷製本費など観光事務にかかる経費であり、観光団体・イベント助成事業 58 万 5 千円は、スポーツ少年団及び肥土山農村歌舞伎保存会に対する補助金である。国立公園園地維持管理費 23 万 5 千円は、県の委託事業として実施している草刈業務の事業費を増額するものである。小豆島とのしょうアート化計画事業 43 万 4 千円は、作品製作委託料の増額である。委員からは特に質問もなく、商工観光課所管部分については、全委員異議なく承認をいたしました。

水道課。水道課所管部分について、46 ページ、歳入におきまして繰越金 684 万 9 千円を増額補正と、家浦・唐櫃簡易水道と甲生簡易水道を事業統合することに伴い、必要な工事費を算出するため、設計コンサルタントへの委託する費用として簡易水道事業債 3,590 万円を増額補正するものです。

歳出におきましては、公課費 50 万 5 千円、唐櫃ポンプ修繕等の費用 429 万 1 千円、簡易水道事業統合のための委託料 3,591 万円、配水管の布設替工事請負費 204 万 3 千円をそれぞれ増額補正であります。

委員からは特に質問もなく、水道課所管部分については、全委員異議なく承認をいたしました。

農林水産課。農林水産課所管部分について、22 ページ、農業費は、農業委員会と農地集積の連携のための経費として 20 万 6 千円、鳥獣被害の農道補修及び灘山地区の鳥獣進入防止柵を設置するための経費として 119 万 8 千円、さぬき讚フルーツと認定された品種の栽培に要する費用の一部助成として 138 万円、伝法川内の自動堰 2 か所の延命措置のため土地改良施設整備維持管理適正化事業補助金 138 万円、また、各地区の農地活動の支援のための多面的機能支払交付金事業 23 万 5 千円の補正です。

24 ページ、林業費は、森林整備担い手育成確保対策事業として小型林内運搬車購入の 30%の補助として 44 万 8 千円を補助します。

水産業費は、王子前漁港の溝蓋設置工事 52 万円及び田井漁港の港整備交付金事業の事業進捗に合わせた事業費の減額です。

34 ページ、農林水産業施設災害復旧費は、8 月の台風 11 号による小規模被災した農道などの復旧費と、同じく台風 11 号による海浜ゴミの回収処理のための復旧費です。

59 ページ、議案第 4 号 土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算は、搬出間伐単価が今年度になり上昇したことに対処するため 30 万 2 千円の増額補正です。

219 ページ、諮問第 1 号 公有水面埋立てについては、香川県知事からの田井漁港の公有水面埋立てに関する意見照会により答申するものです。

委員から、多面的機能支払交付金事業 23 万 5 千円は、全額地域の人にわたるのか、との質問があり、執行部からは、いったん東讃地域協議会に負担金として支出し、国費、県費と合わせて各地区で組織された活動団体に対して配分されると回答がありました。

以上で質疑が終了し、農林水産課部分の議案については、全委員異議なく承認いたしました。

建設課。建設課所管部分について、26 ページ、道路橋りょう費は、町道 7 か所の舗装修繕として 800 万円、町道 6 か所の道路改良として 700 万円を計上しています。

河川費 830 万円は、生活排水整備として 4 か所の整備工事を 600 万円、自然災害防止工事は大木戸地区腰掛川の高潮対策工事を行う予定です。

港湾費 1,700 万円は、家浦港野積場の舗装修繕工事及び馬越港建設工事です。

住宅費 287 万 7 千円は、公営住宅及び改良住宅の修繕費であります。

34 ページ、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費は、8 月の台風 11 号による被災箇所の復旧費であり、153 ページ、議案第 10 号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

委員からは質問もなく、建設課所管部分については、全委員異議なく承認いたしました。

企画課。企画課所管部分について、10 ページ県補助金のかがわ健やか子ども基金補助金は、香川県が少子化対策の一環として実施している健やか子ども基金事業によるものです。子どもを産みやすく育てやすい環境を整備し、定住人口の増加を促進する施策に補助金が交付されます。

18 ページ、少子化対策費の健やか子ども基金積立金 370 万円は、この補助金を基金に積み立てし、複数年度に渡って住民のニーズを踏まえた事業を企画・

展開しようとするものです。

155 ページ、議案第 11 号 土庄町健やか子ども基金の設置、管理及び処分に
関する条例は、先ほどの香川県から交付される基金補助金を活用するため条例
を制定し、基金を設置するものです。平成 26 年度から平成 31 年度にわたり事
業を展開します。

委員からは質問もなく、企画課所管部分について、全委員異議なく承認いた
しました。

総務課。最後に、総務課所管部分について、16 ページ、一般管理費 378 万円
は、マイナンバー制度開始によるもの、地方教育行政の組織及び運営に関する
法律の一部改正に伴うもの、行政不服審査関連三法の改正に伴う例規整備委託
料 3 件です。

管財事務費の施設修繕費 292 万 1 千円は、役場前の公衆トイレの改修費用及
び議場のマイクの増設改修費用です。社会資本交付金事業 70 万 6 千円は、庁舎
の耐震診断及び耐震改修計画を策定するにあたり、第三者機関の耐震評定委員
会の証明が必要になるものです。

防災行政無線管理事業 151 万 2 千円は、地域防災力強化事業補助金を用いて、
個別受信機 50 台を購入するものです。

社会保障・税番号制度システム整備事業 384 万 2 千円は、マイナンバー制度
に向けて、住基情報、税情報、福祉情報などの情報を個人番号ごとに振付を行
うシステムを構築するための委託料です。

30 ページ、消防団運営事業 15 万円は、団員の救命胴衣 35 着分の購入で、全
額消防団等公務災害補償等共済基金からの助成があります。消防団施設維持管
理費 76 万 9 千円は、大規模自然災害に備えて消防団の充実強化を図るため、国
から消防ポンプ自動車が無償貸与され、大部分団に配置するためにかかる費用
です。

89 ページ、議案第 8 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更については、統
合小学校開校に向けてスクールバスの購入を 3 台から 4 台に変更するもの及び、
豊島の 3 辺地において、豊島の簡易水道の統合にかかる整備計画を変更するた
め計画変更するとの説明がありました。

委員から、マイナンバー制度は、国の方針に従って自治体を実施しないと罰
則があるのか、総背番号制についてやるべきでないという裁判も起こっている
し、反対であると質問と意見があり、執行部からは、実施しなくても罰則はな
いと思うが、いま実施しないと国の補助を受けられなくなる可能性があるとの
回答がありました。

また、役場前の公衆トイレの修繕費は、金額が大きい何が直すのかとの質

問に対し、外壁を除いて内装はほとんどやりかえる予定である。ベビーシート、ベビーチェアの設置費用については、健やかこども基金を充てるとの回答がありました。

採決に入り、委員 1 名が予算案について反対がありましたが、所管部分の議案を承認いたしました。

次に、請願について。最後に、小豆島九条の会から提出された、解釈改憲による集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の撤回を求める意見書の提出に関する請願について、紹介議員であります福本耕太議員に説明を求めました。

資料とともに趣旨や内容を説明いただき、質疑を行い、採決の結果、委員会として、不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上、総務建設常任委員会へ付託されました案件の審議内容の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（川本貴也君）

教育民生常任委員長 濱中幸三君。

○教育民生常任委員長（濱中幸三君）

おはようございます。

当委員会に付託されました議案第 1 号 平成 26 年度一般会計補正予算の所管部分と議案第 3 号、5 号、6 号の特別会計補正予算、議案第 12 号、13 号、14 号、15 号の条例関係、議案第 16 号 指定管理者の指定、議案第 17 号、18 号土庄町小豆島町環境衛生組合の解散、解散に伴う財産処分について、9 月 17 日に委員会を開催し審議いたしましたので、この結果について順次ご報告申し上げます。

教育総務課。教育総務課所管部分について、18 ページ、保育所運営事業 94 万 3 千円は、一時預かり事業補助金の増額です。国の保育緊急確保事業の制度改正に伴い、基準額が変更になり、その増加分だけ補正するものです。

議案書 30 ページ、小学校建設事業 582 万 9 千円は、スクールバス購入に係る補正です。当初予算の不足分と 10 人乗りの小型スクールバスを 1 台追加で購入するためのものです。

32 ページ、幼稚園運営事業 25 万円は、国の幼稚園保育料の制度改正に伴い、私立の幼稚園に在園している方についても就学援助として保育料を補助するためです。

159 ページからの議案第 13 号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第 14 号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第 15 号 土庄町放課後児童

健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、この3つについては、子ども・子育て支援新制度の一環として、幼稚園や保育所の整備の基準を定めるものです。いずれも平成27年4月1日に本格施行が予定されています。これらは全国的な条例制定で、香川県についても全市町において9月議会に上程され、可決いただいた後、利用者等に周知をし、制度スタートに向けて準備を進めていくとのことです。

委員より、3つの条例について、将来的には新たに事業所ができる見込みはあるのかとの質問に、執行部より、将来的には小さい事業所などができる可能性はありますが、今のところそのような話は聞いていない。準備として法令だけは整備するということでした。

また委員より、10人乗りのスクールバスは、どこを運行する予定なのかとの質問に、執行部より笠ヶ滝・小馬越を予定している。現在は大部線に乗っているが、29人乗りでは乗りきれないので、もう1台購入するとのことでした。

さらに委員より、スクールバスの運転は委託するのかとの質問に、執行部よりオーリーブバスに委託する予定との答弁がありました。

教育総務課所管の議案について、全委員異議なく承認いたしました。

生涯学習課。生涯学習課所管部分について、32ページ、公民館費167万5千円は、中央公民館の自家発電機冷却ポンプ、トイレ、自動ドアなど施設等修繕費です。12月に全国人権・同和教育研究大会会場となることを踏まえ、必要最小限の修繕を行いたいとの説明がありました。

図書館費33万1千円は、空調機器の修繕として28万1千円、小豆島ライオンズクラブからの図書購入寄附金を財源とする図書購入費として5万円を予定しています。

小豆島尾崎放哉記念館費38万5千円は、同記念館の空調設備修繕です。

34ページ、体育施設費81万2千円は、総合会館のホール等扉、音響・照明設備の修繕と、大部グラウンド側溝横修繕及び勤労者体育館仕切りネット修繕を行います。

委員から、図書寄贈の実績について質問があり、昭和47年から続くライオンズクラブからの寄附金で、2,133冊の実績があるとの説明がありました。

以上で質疑が終了し、生涯学習課所管の議案について、全委員異議なく承認いたしました。

福祉課。福祉課所管部分について、18ページ、社会福祉総務費の社会保障・税番号制度システム整備に係る委託費、小豆医療組合発注の小豆島中央病院建設工事の工事費増額に伴う負担金について、それぞれ増額補正の説明がありました。

51 ページ、議案第 3 号 国民健康保険事業特別会計補正予算は、平成 25 年度退職者医療の療養給付費等交付金の確定に伴う返還金についての補正です。

67 ページ、議案第 5 号 介護保険事業特別会計補正予算は、北浦地区幼稚園跡地での介護保険施設整備事業の補助金の財源が、県基金から国直轄交付金となったためと説明がありました。

79 ページ、議案第 6 号 後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、後期高齢者医療保険料負担金の確定に伴う分賦金についての補正です。

157 ページ、議案第 12 号 土庄町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例について説明がありました。

委員から、土庄町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例について質問があり、執行部から、要支援 1・2 の方の事業所の管理を町が行うことになるとの説明がありました。

また、社会保障・税番号制度システム整備事業についての質問があり、税務課、総務課等と同じ内容である説明がありました。

さらに、公立病院再編整備事業小豆医療組合負担金の内容、負担割合についての質問があり、内容については、医療組合発注の小豆島中央病院建設工事費が、約 10 億円増額したことによる平成 26 年度協定割合 7 割分の土庄町負担金の増額であること。負担割合については、平成 25 年度と同じ均等割 2 割、人口割 8 割との説明がありました。

以上で質疑が終了し、福祉課所管の議案について、全委員異議なく承認いたしました。

健康増進課。健康増進課所管部分について、20 ページ、予防接種事業 572 万 6 千円は、町内小学校の学校医が土庄中央病院の医師から外園医院の外園先生、みなと診療所の前田先生に変更になったことに伴って、二種混合予防接種（集団接種）に要する経費を組み替えたもの（委託料から報償費）と高齢者肺炎球菌、小児の水痘の予防接種が 10 月 1 日から定期接種となることに伴う予防接種委託料の補正です。

母子保健事業 27 万 9 千円は、かがわ健やか子ども基金を活用した離乳食教室に要する経費の補正です。

委員から、高齢者肺炎球菌予防接種の対象者についての質問があり、執行部からは定期接種の対象者は、65 歳以上の 5 歳刻みの年齢の方が対象との説明がありました。また、接種できる医療機関についての質問があり、今までインフルエンザの予防接種を受けることができた医療機関においては受けることができるとの回答がありました。

以上で質疑が終了し、健康増進課所管の議案について、全委員異議なく承認

いたしました。

住民環境課。住民環境課所管部分について、18 ページ、戸籍業務において、国の施策であるマイナンバー制度の全システム予算を、当初、住民環境課でマイナンバーシステム委託料という名目で組んでいたものを削除し、国の方針が確定されたため、事業に関係する各課に新たに社会保障・税番号制度システム整備事業の住民環境課分として 636 万 2 千円計上したもので、国からの補助金 578 万 1 千円の歳入があるとのことでした。

20 ページ、塵芥処理委託料 483 万 9 千円は、豊島最終処分場の期間延長の林地開発申請にあたり、地籍調査が終了し、当時の申請時と公正図が異なっていることから当初図面の修正をするようにと香川県から指導があり、測量する必要が生じたことと、残容量が残り 4 年しかないので、埋立延命のために土堰堤の嵩上計画が必要なことから、併せて測量調査委託するための委託料であるとのことであった。

32 ページ、人権教育事務費 17 万 5 千円は、本年 12 月 6 日、7 日に開催される全国人権・同和教育研究大会での追加参加要請のための参加費用を補正するものであります。

215 ページ、議案第 16 号は、小江自治会館と小江沖島集会場の指定管理者の指定であり、自治会館は平成 16 年 6 月 18 日から指定されていたが、期間満了に伴う更新であり、今回、平成 26 年 3 月に完成した沖島集会場と併せて小江自治会に指定しようとするものであります。

215 ページと 217 ページの議案第 17 号、18 号は、土庄町小豆島町環境衛生組合の解散に伴うもので、小豆島町から、平成 26 年 3 月 31 日付けで小豆島町のし尿施設であるみさき園を大規模改修しており、改修後は、旧池田町分のし尿及び浄化槽汚泥についても合わせて処理できることから、平成 26 年度をもって脱退したい旨の届出が提出された。4 月末の教育民生常任委員会でも報告があり、小豆島町が 1 年前倒しでの離脱であるので、御影浄苑の取り壊し費用等を鑑み、脱退費用として通年分の負担金を要望していた。小豆島町と協議した結果 2 千万弱での基本合意となったことから、今回上程したものであるとのことであった。財産については、すべて土庄町に帰属されることになる。

委員から、マイナンバー制度の利用方法について質問がありました。執行部から、年金などの手続きや税金の確定申告での添付書類が不要になったり、手続きが簡素化される見通しであるという答弁がありました。

また、委員から御影浄苑の現職員の処遇についてどうなるのかとの質問に、施設が土庄町として稼働するので職員も土庄町職員として帰属するとの答弁がありました。

以上で質疑が終了し、住民環境課所管の議案について、全委員異議なく承認いたしました。

以上で、教育民生常任委員会へ付託されました案件の審議内容の報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

これもちまして、各常任委員長の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（川本貴也君）

これより各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑はこれをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 6 号、議案第 8 号～請願第 1 号）

○議長（川本貴也君）

日程第 2、議案第 1 号、平成 26 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

一般会計補正予算に対する反対討論を行います。補正予算全体のうち、次に述べる点について予算化に反対いたします。マイナンバー法、国民背番号制に基づく整備全体に対して及び公立病院再編整備事業費として計上されている新病院建設費、また人権教育事務費として計上されている部落解放同盟主催の全国大会への町職員の派遣員増員費用について予算に反対をいたします。反対討論を終わります。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

先ほどのいずれに対しても妥当と思われるので賛成いたします。

○議長（川本貴也君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 3、議案第 2 号、平成 26 年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 4、議案第 3 号、平成 26 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 5、議案第 4 号、平成 26 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第6、議案第5号、平成26年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第7、議案第6号、平成26年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

後期高齢者医療事業特別会計補正に対する反対討論を行います。後期高齢者医療保険制度は、高齢者の負担を増やし、受けられる医療を制限する医療保険制度であり、高齢者を差別し、負担増の押し付け、医療からの締め出しを目的としてつくられました。このような制度は一刻も早く廃止すべき制度であります。この制度に関する補正すべてに対し、反対いたします。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

本件議案につきましては、妥当と思われますので賛成いたします。

○議長（川本貴也君）

他に討論はございませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第8、議案第8号、土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第9、議案第9号、土庄町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

土庄町税条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。軽自動車を始めとする自動車税の引き上げは、アメリカによる強引な引き上げ要請をわが国政府がいいなりに受け入れたものであります。今日のわが国の経済、特に国民の多くは所得が減少し、苦しい生活を強いられているもとの、税負担の増加は住民生活を圧迫するものとなります。また、公共交通機関がそれほど発達していないわが町において、自動車は町民の重要な足であり、自動車への税負担の増加は、住民の足確保の促進を進める町の方針と真っ向から相反するものとなります。正当性のない増税は許されません。よって本条例の改正に反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

2番 瀨中幸三君。

○2番（瀨中幸三君）

確かに軽四自動車の増税は町民にとって厳しいものであると思いますけれども、国の方でそういう方向に進んでいますので、税収全体のことを考えますとやむを得ないところもあると思いますので賛成いたします。

○議長（川本貴也君）

他に討論はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

6番 泊満夫君。

○6番（泊 満夫君）

6番、泊です。私も、福本議員と同じように、特に軽乗用車あるいはトラックについては、年配の方々がかかり利用されておりますし、最近若者の方々も多く利用されております。やはり、この税金1千円が2千円になる、2,400円が3,600円になる、あるいは乗用自家用車であれば7,200円が10,800円になる。非常に生活に影響があると思われまますので、やはり地方自治体ごとに、これは真剣に考えなければならぬ問題だと思いますので、反対を表明させていただきます。

○議長（川本貴也君）

他に討論はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

8番 上川正衛君。

○8番（上川正衛君）

賛成討論をいたします。先ほど濱中議員も言われましたけれども、ひとつは国の大きな方針でございますし、そういった意味でこの変更に関しては、認めるべきかな、というふうに思っておりますので、賛成いたします。

○議長（川本貴也君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 10、議案第 10 号、土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 11、議案第 11 号、土庄町健やか子ども基金の設置、管理及び処分に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 12、議案第 12 号、土庄町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 13、議案第 13 号、土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に対する反対討論を行います。本条例は国の法律改正に伴って、条例改正を行うものでありますが、そこには 2 つの問題点がございします。まず 1 つ目は、大元になっている国の法律改正の目的が、大都市で起きている保育所不足を、保育所の増設・保育士の増員で対応しようというのではなく、公の責任を、そして負担を放棄し、民間に、もっと言えば市場化で対応しようとするものでございします。子どもの命や健康を守るために、これまで設けられてきた規制を取り外し、安易に保育所を開設できるようにすることで、大都市で起きている保育所不足を名目的かつ短期的に解消することが狙いでありまます。公の責任が放棄されることで、子どもの命と健康に危険が及ぶ可能性が今も指摘され

ています。

もう 1 点は、この法律改定の前提となっている保育所不足という問題が、わが町にはそのまま当てはまらないということです。わが町では少子化による子ども不足が問題となっており、よってこの法律改定に伴う条例改定を現時点で行う必要性はどこにもありません。わが町の実情に合わない法改定を十分な審議も行わず、機械的に条例改定へと進めることは、行政の惰性と言わなければなりません。以上 2 点から本件に対して反対をします。反対討論を終わります。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

この条例案に関しましては、教育民生常任委員会のなかで議論しました。そのなかで、現在土庄町としては保育所を新たにつくるということはないみたいですけども、将来的には少人数の保育所、幼稚園もできるかも分かりません。そういう意味において、将来を見越して、いま条例化するということに対して賛成いたします。

○議長（川本貴也君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 13 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 14、議案第 14 号、土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に対する反対討論を行います。議案第 13 号と同様、法改定の問題点及びわが町の実情に照らして条例改正の必要はなく、十分な審議・調査もしないまま、機械的に条例改正に進むことに対して反対をいたします。以上で反対討論を終わります。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

この件に関しましても、教育民生常任委員会のなかで議論しました。妥当と思われるので賛成いたします。

○議長（川本貴也君）

他に討論はございませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 14 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 15、議案第 15 号、土庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 15 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 16、議案第 16 号、土庄町小江自治会館及び沖島集会場の指定管理者の指定についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 16 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 17、議案第 17 号、土庄町小豆島町環境衛生組合の解散について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 17 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 18、議案第 18 号、土庄町小豆島町環境衛生組合の解散に伴う財産処分について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 18 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 19、諮問第 1 号、公有水面埋立てについて討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。
お諮りいたします。
諮問第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 20、請願第 1 号、解釈改憲による集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の撤回を求める意見書の提出に関する請願について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

8 番 上川正衛君。

○8 番（上川正衛君）

8 番、上川です。国の方である程度決まっておりますし、そして、また国際的な話の上で、やはりそういった判断をしたものというふうに感じておりますので、これについては賛成いたします。

○議長（川本貴也君）

賛成討論ですか。

○8 番（上川正衛君）

あ、ごめん、反対。いや、賛成。

○議長（川本貴也君）

反対。

○8 番（上川正衛君）

ごめん、反対です。

○議長（川本貴也君）

反対討論ですね。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

まず初めに集団的自衛権とは何か、そもそも論からでありますけれども、自国が他国に侵略を受けた場合、単独で反撃すること、またはその権利を個別的自衛権の行使、また個別的自衛権と言います。これに対して、自国が他国に侵略を受けていなくても、同盟国つまり日本であればアメリカに当たりますが、アメリカが侵略を受ける、あるいは侵略する戦闘行為を行った場合、自国が攻撃されたものとみなして、アメリカとともに軍事行為を行うというのが集団的自衛権であります。軍事行為とは、言うまでもなく日本の自衛隊が米軍とともに他国で戦争をするということです。

次に、集団的自衛権と憲法、日本政府によるこれまでの憲法解釈についてです。これまで日本政府は、自衛隊は個別的自衛権のための部隊であるとして、憲法 9 条にも合致していると解釈してきました。ですから、集団的自衛権を行使するとなれば、これまでの政府見解に照らせば、自衛隊は軍隊となり、当然その存在は憲法違反ということになります。このため歴代政府は、集団的自衛権は憲法 9 条違反だとする解釈を行ってきました。しかし、安倍政権は集団的自衛権を行使すると言います。なれば、当然自衛隊は軍隊となります。憲法 9 条に違反するから、今度は政府の憲法解釈を変えて、合憲にすると言います。政府の解釈で憲法の意味がころころと変わるのでは、憲法も法律も意味を持たなくなります。

一国の内閣総理大臣が、解釈ひとつで憲法の意味を変えることができると言い始めたら、わが国は法治国家としての体をなさなくなり、国際的にも信用を失い、国内では憲法も法律もすべて意味を持たなくなります。

慶応大学名誉教授で弁護士の小林節さんは、こうした安倍政権の憲法解釈に対して、①憲法 9 条に対する違反、②憲法 96 条違反、つまり改正手続きなしに憲法は変えられないという条項に違反しているというものです。そして、3 つ目の憲法 99 条、公務員の憲法尊重擁護義務違反と指摘しています。

そして、私、日本共産党の福本耕太は、この請願の紹介議員として、この議場に出席するすべての町議会議員の皆さんに申し上げたいと思います。町議会

議員は特別職ではありますが、地方自治法上正式の地方公務員でございます。憲法 99 条の憲法尊重擁護義務があります。安倍政権とともに、憲法違反を日本社会及びわが町住民に公言、意思表示するのか。それとも、安倍政権の憲法違反に対し、わが町の議会として「憲法を守れ」と声を上げるのか、慎重に次ぐ慎重を重ねて意思決定をお願い申し上げ、賛成討論を終わります。

○議長（川本貴也君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

この請願に対する委員長の報告は「不採択」です。

この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（川本貴也君）

再度申し上げます。

この請願に対する委員長の報告は「不採択」です。

この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（川本貴也君）

賛成ですね。賛成の諸君の起立を求めます。

○1 番（福本耕太君）

請願を採択することに賛成。

○議長（川本貴也君）

採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川本貴也君）

よろしいですか。

起立少数であります。

よって請願第 1 号は不採択とすることに決定されました。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。再開は 10 時 45 分をお願いいたします。

休 憩 午前 10 時 31 分
再 開 午前 10 時 45 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（川本貴也君）
再開いたします。

泊満夫議員の辞職勧告に関する決議（発議第 2 号）

○議長（川本貴也君）
日程第 21、発議第 2 号、泊満夫議員の辞職勧告に関する決議についてを議題
といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、泊満夫君の退席を求めます。

（泊満夫君 退席）

（濱中幸三君、山本良熙君、上川正衛君、井上正清君、藤本誠助君 退席）

休憩

○議長（川本貴也君）
暫時休憩します。

休 憩 午前 10 時 46 分
再 開 午前 10 時 50 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

(山本良熙君 入場)

○議長 (川本貴也君)

再開いたします。

○議長 (川本貴也君)

本案は議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長 (川本貴也君)

12 番 川口幸路君。

○12 番 (川口幸路君)

おはようございます。

発議第 2 号 泊満夫議員の辞職勧告に関する決議。上記議案を提出する。平成 26 年 9 月 19 日。土庄町議会議長川本貴也殿。提出者、土庄町議会議員、私、川口幸路。賛成者、同 山田建之議員、同じく賛成者 山崎勝義議員、2 名でございます。提案理由を申し上げます。泊満夫議員より自己破産したと本人から申し出がありました。上記について違法性はなく、議員を辞職する理由とはならないが、我々議員は町民に選出された、しかも特別職の公務員として、人格と倫理の向上を求められている地位にあります。本件に関して、その資質を欠くと言わざるを得ない。については、土庄町議会の秩序及び品位を保持するため、

本案を提出するものであります。最後に、議員としてのけじめ、私であれば即刻議員を辞職いたします。以上でございます。

○議長（川本貴也君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

発議第2号に対する質疑

○議長（川本貴也君）

ただ今説明のありました発議第2号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

傍聴人、静粛に願います。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

1番、福本耕太です。今、配られました議会として辞職勧告をするべきだという提案でございますけれども、倫理上の問題というのは、前提として何を前提とされているのでしょうか。法律上は問題ないというふうに書かれてますけれども、そこを提案者から聞かせていただいたらと思います。

○議長（川本貴也君）

12番 川口幸路君。

○12番（川口幸路君）

確かに法的には問題ないことは私も明言しました。が、しかし、多くの町民より議員として歳費をもらいながら、税金をもらいながら、年金をもらいながら、人様に迷惑をかけて、倒産をしてですね、皆さんに迷惑をかけている。そういうことでいいんですかと。あなたがまっとうな議員なら、その辺はお分かりでしょうと言う声が町民の多くから入りました。私も、実は申し上げます。普通、自己破産というものは努力して一生懸命やって、延々とやって、やはり企業は倒産する場合があります。それであれば、私はまだ問題ないんです。ところが、これは聞いた話でございます。反対討論が出たので、賛成討論申し上げるんですけど、後で議長に訂正はしますから。要するに、泊議員さんは本当に正々粛々と一生懸命会社のために努力したという形跡がありません。例えば、非常に失礼な言い方になるかもしれませんが、女性の問題、不明朗会計という話も伺っております。そういうことから、僕は訴えたわけです。そういうことでございます。以上。

○議長（川本貴也君）
他にございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）
3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

3番、山田です。泊議員の辞職勧告に賛成いたします。彼は高速艇の定期航路を運航していた会社を自己破産した後、個人の破産をいたしました。この経済行為について、今、政治的には何ら、政治活動することには何ら法的にはないようになっておりますけど、過去は自己破産者は準禁治産者となって、法律行為はできませんでした。それは今後なるべく早く社会に復帰させるために、そういう法律は行き過ぎでないかということで、経済行為と政治行為は別物であるということで法律が改正になりました。改正になりましたですけど、今回の会社倒産あるいは個人破産について、地域の経済的に、造船会社等いろいろなところが経済的に迷惑を被っております。それから、泊議員として、議員であるから乗船券等を職員とか議員に半ば強制的に頼んで販売しております。そういうのもすべて職員とか議員に迷惑をかけております。そういうなかで、税金で給料をもらって、土庄町の行政に対する、執行部に対する審査とかそういう、はたして資格があるかどうかというのは町民に判断していただきたいなということで、この問題は川口議員は議員より提出されたんじゃないかなと思いますので、町民の判断を求めるためにも、私は賛成します。

○議長（川本貴也君）
他にございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）
4番 山崎勝義君。

○4番（山崎勝義君）

泊議員は自己破産して、本人は町民に対してひとつも迷惑かけていないと言っておるようです。また、議員を辞職する気もないようです。しかし、私としては、議員として泊議員の辞職勧告について賛成いたします。なぜなら、町民さんからいろいろ質問や問い合わせがありますけれども、この議員辞職に賛成していなかったら、なかなか質問に答えられないというところがありますので、辞職勧告に賛成します。

○議長（川本貴也君）
他にございませんか。

(挙手する者あり)

○議長 (川本貴也君)

5番 佐々木邦久君。

○5番 (佐々木邦久君)

私は反対します。法律で何も罰することができないからいいという問題ではございません。今、これだけきつい町の行政のなかで、みんなが頑張っていかなんたらやっていけんと思います。こういうところで、1人欠けた、2人欠けたというのでなしに、きちんとした行政のお目付け役をやっていくために、どうしても泊議員の力が必要になろうかと思えます。ただ、この問題は法律で裁判官みたいな言い方をしましたが、倫理的には問題があるので、私個人は迷っておりましたが、この後ろに座っている連中がほとんど退席したということは遺憾に思いまして、反対の意見を言いました。以上です。

○1番 (福本耕太君)

質疑ですか。

○議長 (川本貴也君)

質疑ですよ。質疑をやっておりますから。

他にございませんか。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

ないようでございますので、発議第2号の質疑はこれをもって終了いたします。

○議長 (川本貴也君)

本案につきましては、泊満夫君から発言の申し出があります。

お諮りいたします。

地方自治法第117条のただし書きの規定によりまして、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって泊満夫君の発言を許可することに決定いたしました。

泊満夫君の入場を許可します。

(泊満夫君 入場)

○議長 (川本貴也君)

泊満夫君に申し上げます。発言ののち、退席をお願いいたします。

○議長（川本貴也君）

6番 泊満夫君。

○6番（泊 満夫君）

6番、泊でございます。読み上げて、私の意見に代えさせていただきます。

私は、今般の発議第2号の取扱いについて大いなる疑問を持つ者であります。その第1の理由は、法的明文もないのに議会が有権者に選ばれた特定の議員の進退問題を議決することは法律上問題であることでございます。これは、議会の除名は、議会内の秩序を乱した議員のみを対象としており、議会外の行動における不祥事は対象外であるためです。議会の議決事件つまり議決案件は、地方自治法第96条にあるとおり、条例の改廃、予算を定めること、また決算を認定することなど15項目と第2項の規定による条例で定められた事項であります。これ以外は議決案件に値しないということでございます。

その第2の理由は地方自治法132条、品位の保持、普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論はしてはならないとあります。また標準規則第102条では、議員は議会の品位を重んじなければならないとも規定されています。

つまり、会議原則の第一に発言の自由の原則が挙げられていますが、だからといって、どんな内容の発言も許されるものではありません。議場の秩序を乱したり、品位を落とすものであったり、また個人のプライバシーに関する発言まで許されるものではございません。つまり、会議のルールに従った節度ある発言が要求されるわけでありまして。

また、地方自治法第133条、侮辱に対する処置では、普通地方公共団体の議会の会議または委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができるともあります。さらには、地方自治法第134条では、会議規則に違反した発言は懲罰に科することができるともあります。

また、地方自治法第129条、議会の秩序維持であります。議会の会議中に、この法律または会議規則に違反し、その他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長はこれを制し又は発言を取り消させることができるとあります。議員の発言の中に、他人の私生活にわたるような発言、あるいは議会を侮辱するような発言など、不穏当、不適當と認められる発言があった場合は、議長は発言者に発言の取り消しを求めることを命ずることができる。これは、議員必携の中に書かれておる言葉でございます。議会運営は今さら言うまでもないことですが、すべてルールにのっとり運営をしていかなければならないということでございます。

第3の理由は、一民間会社が破産したからといって、その道義的責任を不特

定多数の町民に迷惑をかけている理由で議会にかけること自体、問題にしなければならぬと考えます。

経営者は破産することで責任を取り、債権者集会や債権者に対する説明会の場で説明しながら、心からの陳謝をすることが道義的責任というべきと考えます。このような場合、拙速に道義的責任を追及しがちな傾向にありますが、曖昧模糊とした責任なので、感情的、大衆喝采的、あるいは魔女狩り的になりやすいものではありますが、ゆえに冷静沈着に各種法令に基づき判断し、行動しなければならないということでございます。

そして重要なことは、破産は議員の欠格事由には該当しないということでございます。先の地方自治法第134条第1項に基づく懲罰の対象ともなり得ません。破産を議員辞職勧告の理由にすることは、債務者の経済生活の再生の機会を確保するという破産法の理念の一つを否定するに等しいからでございます。そのような前例をつくることは、破産があたかも犯罪であるかのようなイメージを与え、失敗したら立ち直りの機会は決して得られないというイメージを町民の方々にも与え、町民の方々の起業意欲を削ぐことにもつながります。土庄町の経済の発展を、土庄町議会自らが妨げるに等しい行為と考えることもできます。

私はこの失敗を糧として、一層の誠意と情熱をもって、土庄町の発展に微力ながら寄与してまいり所存でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。発言の許可をしていただきまして、大変ありがとうございました。退席いたします。

(泊満夫君 退席)

休憩

○議長（川本貴也君）
暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 06 分
再 開 午前 11 時 08 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（川本貴也君）
再開いたします。

討論、採決（発議第2号）

- 議長（川本貴也君）
発議第2号、泊満夫議員の辞職勧告に関する決議について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(挙手する者あり)

- 議長（川本貴也君）
1番 福本耕太君。

- 1番（福本耕太君）

本件については、まず個人、一企業の問題でありますので、企業内で解決していただく問題であると考えます。議会として企業内の問題に対して口を挟んでいくというのは、それはすべきことではないというふうに考えます。法律の面から見ましても、議会として泊議員に辞職せよということがどうかという問題ですけれども、これは破産により、泊議員が日本国民として、公民権を奪われるかどうかという問題になりますので、これでもし辞めなければならないということになりましたら、低所得者や破産者は被選挙権を奪われるということになりますので、こういった例はつくるべきではない。会社の問題は会社で解決していただく、議会としてはそういう対応をしていくべきだと考えるものであります。反対討論終わります。

- 議長（川本貴也君）
賛成討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

- 議長（川本貴也君）
12番 川口幸路君。

○12 番（川口幸路君）

提案理由を述べました、そのとおりでございます。

○議長（川本貴也君）

他に討論はございませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 2 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川本貴也君）

起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（川本貴也君）

泊満夫君の入場を許可いたします。

（泊満夫君 入場）

（濱中幸三君、上川正衛君、井上正清君、藤本誠助君 入場）

（傍聴人より発言あり）

○議長（川本貴也君）

傍聴人、静粛にお願いいたします。

（傍聴人より発言あり）

○議長（川本貴也君）

傍聴人、再度申し上げます。静粛に願います。

○議長（川本貴也君）

泊満夫君に申し上げます。

ただ今の泊満夫議員の辞職勧告に関する決議は、起立少数により、否決されましたので、告知いたします。

議会運営委員会委員の辞任

○議長（川本貴也君）

日程第 22、太田和博君の議会運営委員会委員の辞任を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、太田和博君の退席を求めます。

(太田和博君 退席)

○議長 (川本貴也君)

辞任願を職員に朗読させます。

(職員による辞任願朗読)

○議長 (川本貴也君)

お諮りいたします。

太田和博君の議会運営委員会委員の辞任を許可することについては、起立採決によって行います。

太田和博君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (川本貴也君)

再度申し上げます。

太田和博君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (川本貴也君)

起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長 (川本貴也君)

太田和博君の入場を許可します。

(太田和博君 入場)

水道事業特別委員会委員の辞任

○議長 (川本貴也君)

日程第 23、太田和博君の水道事業特別委員会委員の辞任を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、太田和博君の退席を求めます。

(太田和博君 退席)

○議長 (川本貴也君)

辞任願を職員に朗読させます。

(職員による辞任願朗読)

○議長 (川本貴也君)

お諮りいたします。

太田和博君の水道事業特別委員会委員の辞任を許可することについては、起立採決によって行います。

太田和博君の水道事業特別委員会委員の辞任を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（川本貴也君）

起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（川本貴也君）

太田和博君の入場を許可します。

(太田和博君 入場)

議会改革活性化特別委員会委員の辞任

○議長（川本貴也君）

日程第 24、太田和博君の議会改革活性化特別委員会委員の辞任を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、太田和博君の退席を求めます。

(太田和博君 退席)

○議長（川本貴也君）

辞任願を職員に朗読させます。

(職員による辞任願朗読)

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

太田和博君の議会改革活性化特別委員会委員の辞任を許可することについては、起立採決によって行います。

太田和博君の議会改革活性化特別委員会委員の辞任を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（川本貴也君）

起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（川本貴也君）

太田和博君の入場を許可します。

(太田和博君 入場)

小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙

○議長（川本貴也君）

小豆地区広域行政事務組合議会議員 太田和博君が辞職されました。

日程第 25、選挙第 1 号、小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

小豆地区広域行政事務組合同規約第 5 条第 2 項の規定により、補欠選挙を行います。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思いをいたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いをいたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（川本貴也君）

小豆地区広域行政事務組合議会議員に藤本誠助君を指名いたします。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

ただ今朗読のとおり、小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました藤本誠助君が小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました藤本誠助君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の補欠選挙

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員 太田和博君が辞職されました。

日程第 26、選挙第 2 号、土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

土庄町小豆島町環境衛生組合規約第 5 条第 3 項の規定により、補欠選挙を行います。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（川本貴也君）

土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員に藤本誠助君を指名いたします。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

ただ今朗読のとおり、土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました藤本誠助君が土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただ今、土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員に当選されました藤本誠助君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

小豆医療組合議会議員の補欠選挙

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

小豆医療組合議会議員 太田和博君が辞職されました。

日程第 27、選挙第 3 号、小豆医療組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

小豆医療組合同規約第 6 条第 2 項の規定により、補欠選挙を行います。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長 (川本貴也君)

小豆医療組合議会議員に藤本誠助君を指名いたします。

○議長 (川本貴也君)

お諮りいたします。

ただ今朗読のとおり、小豆医療組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました藤本誠助君が小豆医療組合議会議員に当選されました。

ただ今、小豆医療組合議会議員に当選されました藤本誠助君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議員の派遣

○議長 (川本貴也君)

日程第28、議員の派遣についてを議題といたします。

本定例会閉会中に議員の派遣についての申出書が提出されております。

詳細については印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については会議規則第126条の規定により議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしております申出書のとおり議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって申出のとおり議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（川本貴也君）

日程第 29、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長より、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり継続調査に付することに決しました。

一般質問

○議長（川本貴也君）

日程第 30、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

5 番 佐々木邦久君。

○議長（川本貴也君）

5 番 佐々木邦久君。

○5 番（佐々木邦久君）

失礼します。一般質問を今から行います、佐々木です。よろしくお願い致します。

まず 1 番目に、土庄町における地産地消についてお伺いします。今の日本は地域創生に向けて舵を切ろうとしています。原因は地域の経済や活力が大都市と比べ、格差が開きすぎているからだと思っています。農業面においても、強い農家をつくる方針を出していますが、わが町においては施設園芸には若い農業者がいますが、水田・果樹においては兼業農家が多く、その人たちも高齢になり、農業ができなくなってきているのが現状でございます。町行政としてはいろいろな手段を尽くして、農地を守り、地域を元気にする方策を打ち出していますが、追いつかず、10 年、20 年先が心配です。

そこで 1 つの提案ですが、食の安全・安心に軸足を置き、地域の活性化にどう結びつけていくか、町長の考え方をお聞きします。また、地産地消について

現在までの取り組み状況と、これはもっと伸ばしたい、これはちょっと厳しいのではないかというような具体的な内容を担当課長からお伺いしたいと思います。また、1番大切な子どもたちの食べる物でございますが、学校給食への現状と今後の方策についてお伺いします。これも担当課長の方からよろしく願います。

続きまして、2番目に出しております急増しているイノシシの対策ですが、国は今年の5月、改正鳥獣保護法を成立させ、来年度から予算を付けて、保護から管理、今までは保護しなさいということが多かったですが、今からは捕獲しなさいという方向に軸足を変えてきているようですが、全体の頭数は小豆島もなかなか増えるのは増えておりますが、減っておりません。こういうなかで、わが地域も今までは、私個人もそうでしたが、サル、シカ、ヌートリア対策をやってきましたが、去年から急にイノシシが増えてきています。私、肥土山ですが土庄まで出てくる間に、今年なんか何枚もの田んぼが荒らされて、収穫皆無になって、農家の人はもう作る意欲もございません。また、今私が作っておりますミカンについても、土の中の虫を食べるのか、鼻か足で夜に掘ってしまいます。朝行ったら、根っこが出てきて、それを隠すのに躍起でございます。こういう状態が今から続くと、恐ろしいなと困っております。

イノシシは夜行性と聞いていたんですが、この前の昼、畑に出て来ているのを1度見かけましたが、怖くて車の中に入ってクラクションを鳴らしたら逃げて行きました。ちょっと脅かして、サルやシカは逃げますが、イノシシは寄って来るとい話も聞いております。この分はどう対応したらいいか、私以外でも、いろいろ畑・田んぼに行っている人から聞いております。その辺を担当課長の方から、逃げる方法を教えていただきたい。そういうような子どもじみたことを今言っておりますが、これぐらい山は弱っております。そういうことを頭に置いた上で皆聞いていただきたいんですが、いま弱っているのは、そういう個人の問題もありますが、イノシシが、我々のところは畑が石段になっております。それをどんどん突いて行って、石を落として困るんです。車が通る道に落ちているのは、どうにかして動かしますが、溝の中に落ちこんでいる石はいい加減大きいのは、人の手では動かせません。問題は放つといたら、大雨がきたら、大災害になる可能性があります。そうなったら町も動いてくれますが、それでは遅いです。やっぱりそういうものについて担当課長に復旧工事は自前でやらないといけないのかどうか、お伺いしたいと思います。

また優良農地を守るための、獣害を少しでも食い止めるため、サル、シカ、イノシシを山に追い返す方法として、いま農業をしている中に、荒廃地で耕作放棄地で雑木林があります。それがいま言う連中の棲み処になっております。

この分を除けたら、ある程度山へ追い返せるんじゃないだろうか。ものすごい抜本的な対策ではございませんが、そういうような問題、それと併せて先に言いました保護から管理へ国が方向を転換しているというような内容につきまして、町長にお伺いしたいんですが、住みやすい町を、地域をつくろうと言われておりますけど、住みにくい町になってきてございます。このへんの対策と、国が打ち出しています保護から管理、この分につきましても、うちの奥は中山で行政が違います。こういうようなところを、やっぱり島全体で今の形を考えていかないかんでなかろうか。こういう問題についての町長の考えをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（川本貴也君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

佐々木議員の学校給食の現状と、今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

学校給食の現状といたしまして、土庄町内産物の使用割合は、平成 20 年度から平成 25 年度までで、10%から約 14%の間で推移しております。これが香川県産ということになりますと、約 30%の食品を使用しております。

給食センターの今後の取り組みといたしましては、食品の安全・安心・栄養価・コスト等を考慮しながら、また、地場産物の収穫時期を考え、なるべくそれに見合ったメニュー作りをしながら、地場産物を利用できるよう努力したいと考えております。

併せて先日、土庄食品納入組合の柳田代表の方にはできるだけ土庄町内産の食品を納入していただきたい旨、申し入れをいたしております。よろしく申し上げます。

○議長（川本貴也君）

農林水産課長 高橋幸光君。

○農林水産課長（高橋幸光君）

佐々木議員からの現在までの取り組みと、それぞれの利点・欠点についてのご質問にお答えさせていただきたいと考えております。

土庄町では、次世代に向けた食に関する教育の推進と住民の健全な食生活の実現、地元農業の活性化を図ることを目的に、町内農業者代表と町農林水産課、教育委員会、学校給食センター、JA 小豆営農センター、小豆農業普及センター関係者で構成された、土庄町地産地消推進協議会を平成 25 年 12 月 10 日に設立しました。今年度は農業体験学習と学校給食を合わせた食育の取り組みを実施しつつ、これと並行して、生産者の栽培された農産物をいかに地域内でも皆さま

に食していただく機会を増やすべきかを協議しております。

また、学校給食、老人ホーム、中央病院など公共施設での地場農産品の需給率を上げることを目的に、生産、流通、調理関係者それぞれの意見を反映したシステム構築に取り組んでおります。

その中で、関係者各位の地産地消に対する意識の向上、生産者の生産意欲の向上という利点、今までにない新たな取り組みであることから、関係者各位の負担の増加といった欠点が考えられますので、土庄町といたしましては、今後とも、社会状況、国、県の事業等を考慮し、関係者各位のご意見を伺い、了承を得つつ、農水産業における地産地消の推進を行っていく所存であります。

続きまして、食の安全・安心についての取り組みと、地域活性化をどう結びつけるかのご質問に対してお答えいたします。

近年、多種多様な食品が流通するなど食生活を取り巻く環境は、大きく変化しています。食の安心・安全においては、国の食品安全基本法の制定を踏まえ、香川県が施策の基本となる「農林水産物の安全・安心基本指針」を策定し、毎年度、行動計画として「食の安全・安心基本方針」を策定しております。土庄町はこの計画に基づき、町民の健康の保護が最も重要であるとの基本的認識のもと、消費者の視点に立った安全・安心な食品を提供するよう、また、必要な情報を正確かつ迅速に提供すべく、香川県農政水産部担当課をはじめ各関係団体とともに活動してまいります。

生産者団体が食の安全・安心に関する正しい知識を習得し、生産段階で使用される農薬、薬品や肥料の使用基準の遵守、生産履歴の記録、残留農薬等の自主検査などを徹底するよう周知、指導を行ってまいります。地産地消は地域活性化の一つの位置付けをしております。食の安全・安心の確保が責務であると考えた上で、生産者の顔の見える、また地域の方々が楽しく活動できる地産地消の推進をしてまいりたいと思います。

続きまして、急増しているイノシシ対策のご質問にお答えいたします。まず初めに、イノシシは夜行性と聞いていたが、昼間に畑に出て来ている。どう対応すればというご質問に対してお答えいたします。

ここ1、2年で、目撃情報や農産物への被害が多くなってきており、被害の特徴は、主には水田で耕作地を掘り返し、果樹、野菜等広範囲なものとなっております。被害地域は、豊島、小豊島を含む町内全域に広く拡大しています。

イノシシの習性についてのご質問ですが、非常に神経質で警戒心の強い動物と言われております。人家から離れた山奥で危害がない場合、基本的には昼間に捕食のため徘徊しますが、人間活動による二次的な習性で夜行性を示すと言われております。

イノシシは、非常に突進力が強く、ねぐらなどに不用意に接近した人間を襲うケースも多いと言われております。イノシシに遭遇する可能性がある場合は、人の存在を遠くから知らせるために、鈴や携帯ラジオを持参することをお勧めしております。また、被害現場の状況を勘案し、対象となる畑にイノシシが入らない対策を提案しております。

続きまして、イノシシが畑の岸垣を壊しているが、修理工事は自己負担で行わなければいけないかとの質問にお答えいたします。

イノシシは、基本的に山林に生えている植物の地下茎・果実・タケノコなどを食べる草食に非常に偏った雑食性で、季節の変化に応じて昆虫類、ミミズ、サワガニ、ヘビなどを食べると言われております。また、捕食活動の一環として、目の前の石をはねのける習性もあると言われております。

このため、最近、猪鹿垣を壊しているとの被害情報が入るようになりました。農林水産課といたしましては、農地の猪鹿垣については、維持管理として農地を所有されている方または農地を利用されている方に修繕していただくようお願いしております。また、その際、現地にて再び被害に遭わない対策を提案しております。

3番目、住みよいまちづくりをしようとしているが、住みにくい地域になりつつある。サル、シカ、イノシシについては島全体で対策を考える必要があるのではないかというご質問にお答えいたします。

サル、シカ、イノシシなど鳥獣被害は小豆島全域で報告されております。例年のシカの一斉捕獲と並行いたしまして、平成20年度に鳥獣被害防止総合対策事業が創設されたことを受け、両町ともこの交付金の助成を受け、鳥獣被害対策を行ってきております。鳥獣被害対策実施隊を設立し、地域ぐるみで被害防止活動に取り組んでいます。

土庄町といたしましては、農業被害が多い区域を囲む鳥獣進入防止柵の設置に要する資材支援、くくり罠、箱罠の貸出を行い、進入防止と捕獲を推進する一方、地域は自分たちで守るという観点から、鳥獣害から集落・畑を守るために、①みんなで勉強、②守れる集落・守れる畑、③自分でやれる囲いや追払い、④捕獲・大規模柵についての講習会を各地区で開催しております。鳥獣被害対策の専門員、県関係者からの指導、DVD鑑賞の実例検証をしていただき、地域の方々が協力して活動していただく提案をしております。

今後とも、両町での情報交換を密にとりながら、県など関係団体の指導を受け、協力し、鳥獣被害がなくなるよう対処していきたいと考えております。回答を終わります。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、佐々木議員さんの最後の質問のところでございますが、住みよいまちづくりをしようとしているが、住みにくい地域になりつつあるということで、特にサル、シカ、イノシシについてというところでございますけれども、先ほど高橋課長の答弁があったとおりでございます。それと付け加え、補足でございますけれども、当然小豆島町と2町しかありませんから、隣町と協力しながらいろんな情報交換もし、これから取り組んでいくことが多くなると思います。ましてや、イノシシ等につきましては、平成21・22年あたりから特に増えてきたように聞いております。そういったことも視野に入れながらやりたいと思います。また、安倍政権につきましては地域創生ということで、地域を元気にしていこうという話でございますから、そのあたりも踏まえて、できるだけ地方にお金が落ちるような話もしていただけるものと信じておりますので、そのあたりも取り入れて、一緒になってやりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川本貴也君）

5番 佐々木邦久君。

○5番（佐々木邦久君）

だいたい言うたらこれぐらいで済むんです。本当はそれ以上に忙しいのが実情ですな。私、町長に再度お伺ひしたいんですが、やっぱりいま安心な食べ物、中国から来るのは危なくていかんという話がありますが、安心な食べ物と言ったら、やっぱり地産地消で作らんといかんと思うんです。今、学校給食のことが担当課長さんの方からもありました。地産地消の問題につきましても、もっとやらないかんという話が課長さんからありましたが、やっぱりものの考え方というのは、その主がどういう方向に持って行くかということをしちんと指示して、その分が10年先どうなるかというような方向でものを見つめていかないと、ごろごろ変わるのではいかんし、今の状態ではっきり言って地域の農業、地域の我々の住んでおる所は、馬力も減ってきております。こういう所が、行政の力を頼るのではなく、皆が頑張らないといけません、ひとつずつからでもやっていってもらいたいなという内容で、今、全然町長の方から出て来ておりませんが、今の食生活の安心・安全いう分を、ちょっと急に言って申し訳ないですが、どういう位置付けで考えておられるかお伺ひします。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、佐々木議員の再質問にお答えさせていただきますが、先ほど数字等は課長から読み上げたとおりでございます、学校給食の取り組みですね。今年の4月以降、農林水産課とも何回か話させていただきました。JAさんとの協議の中にも入って、地産地消についてはお話しをさせていただきました。そのなかで、何点かは問題点も見えてきております。給食ですから毎日のことですし、それから、それ以外に老人ホーム、病院もございます。そういったところにもできるだけ地産地消の商品を使ってほしいという話を投げかけているんですが、例えば、来月にこんなものができます、そのときにはそのメニューが違うメニューになっている場合は、その商品は使えないということもあります、なかなか前に向いて行ってなかったらしいんですが、そういったのをJAさん、それからメニューを作られる方とか一緒になって、まず先にメニューを出してほしい、で、その話を生産者の方にお話しして、それについてはこれぐらいできるということをお話しして、できるだけ30%じゃなくて、50~70%というふうに率を上げるべく、一緒になって考えて、これから地産地消に取り組んでいけたらなと考えています。

外国産等につきましても、中国とか先ほど話に出ました海外からの商品もそれなりに出回っているようでございますが、できるだけ子どもたち、またそういった施設には地元のものを使うように指導もこれからしていきたいと思えます。それについて、生産の方も佐々木さん中心にひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（川本貴也君）

5番 佐々木邦久君。

○5番（佐々木邦久君）

いま言われたとおりかと思うんです。それで、やっぱり町長、いま小豆島に観光客がたくさん来ておりますわな。そういう人、私が聞いた限りでは、どこのホテルに行っても同じ物しかないというような。うちの町民が食べる物も大切ですけど、やっぱり町は観光で伸ばしていかないかんところでございますから、そのへんも十分考えた上でやっていただきたいと思えます。それと、農水の課長にお願いしたいのは、今の状態の中で、確かに頑張ってもらっておりますけど、やっぱり農家に一番密着しておるのはJA、農協かと思えます。やっぱり農協の力を十分に一緒になって引っ張り出して、その品物は多々あるかと思えますので、やっぱりそれを、学校給食を十分もつと伸ばしていきたいという話の中で、やってもらわないかんと思えますし、そういうように地域に密着した行政、町になってもらいたいなど、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

○議長（川本貴也君）

7番 山本良熙君。

○7番（山本良熙君）

7番、山本です。私の方から、土庄、湊崎、四海、北浦の小学校4校が新小学校へ移行した後の学校跡地利用計画について質問させていただきます。

新小学校の建設工事も予定通り進んでおりますが、新小学校へ移行した小学校の跡地についてどのように活用するのか、またどのような計画を持っているのか。

地域の人にとっては、地元から小学校がなくなることに對し、言葉では言い表すことができないくらい、数多くの思いがあります。町として、この跡地をどのように活かしていく考えなのか、町長にご答弁願います。

○議長（川本貴也君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

山本議員のご質問にお答えいたします。

平成27年4月に豊島小学校を除きます新設統合小学校の開校に向けまして、建設を着々と進めておりますが、既に統合している小学校に加えまして土庄、湊崎、四海、北浦の各小学校が新たに廃校となり、跡地利用をどうするのかという問題が生じるかと思えます。地域の人たちにとっては、地域の小学校としての歴史や思い出、近所の子どもたちが元気で楽しく学び、明るく登下校する子どもたちの存在など、小学校は地域の中心的存在であると思えます。

しかし、廃校となりますと、地域の人たちにとってその中心的存在を失うわけですから、跡地をいかに地域が活性化するもの、賑わいを感じられるものにするかは、とても重要であると考えております。

まずは、小学校ごとに自治会や地域の住民の皆さまのご意見、ご要望をお伺いし、跡地利用計画を進めていくことになろうかと思えます。

また、町側としての計画はあるかという点でございますが、跡地の有効活用という観点から利用計画がまとまれば、議員の皆さま、各自治会の皆さまにお示しさせていただこうと考えておりますが、現段階では正式にお示しできるものはありません。

いずれにしましても、議員の皆さま、地域住民の皆さまと地域を活性化し、有効活用できるような利用計画を一緒になって考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本貴也君）

7番 山本良熙君。

○7番 (山本良熙君)

まだ計画ができていないということで理解しておりますけど、しかし、もうあと6か月足らずで、新しく跡地ができます。その中で、すでに放課後子ども教室とか体育館での健康づくり、スポーツ活動、そういうのがすぐに継続していくのかどうか、そこまではまだ決めていないということだと思っておりますけど。私の方は、地域の中でいろいろこれから協議という形を取っていく訳ですけど、ひとつの提案として2つ提案させていただきたい、町長に。

特に湊崎小学校については、小学校建設前までにありました津山藩陣屋の復元をぜひお願いしたい。土庄町の文化財の本によりますと、湊崎小学校の前庭には江戸時代に、陣屋つまり代官所があった跡であります。範囲は東西約25m、南北に10mほどであったと書かれております。陣屋の設計図も残っております。土庄町の歴史遺産として、陣屋の復元を計画していただきたい。そのためには、湊崎小学校が新小学校に移行した跡地は、将来のために陣屋用地として確保していただきたい。ぜひお願いしたい。

たくさんありますけど、もう1点だけ。土庄地区土庄小学校については、今土庄地区の公民館の看板がありません。土庄地区の公民館活動は中央公民館の中でやりなさいという形ですが、中央公民館が時代の流れによって、部屋の数が減っております。ひとつは、視聴覚室がコンピューター室になってほとんど普通の会合には使えません。それから、1階の小会議室がなくなっております。そういう形と、それから今現在でも町全体の会合は中央公民館に集中しております。それで、土庄地区内の活動に大変支障を来している事実がありますので、それも検討課題として中に折り込んでいただきたいと思います。以上、町長ご答弁をお願いします。

○議長 (川本貴也君)

藤本教育長。

○教育長 (藤本義則君)

山本議員の再質問、放課後子ども教室等の話がございました。放課後子ども教室につきましては、教育委員会の生涯学習課の方の担当ということで、現在4か所で実施をいたしております。土庄小学校の空き教室を使つての土庄の教室、それから湊崎地区につきましては、旧図書館を使つての教室、それから大鐸につきましてはアクティブ大鐸、元大鐸小学校を利用するの教室、四海につきましては、いま現在は四海小学校の一教室を使つての教室という形で実施をいたしております。それで、新たな小学校が開校した後というお話でございまして、現時点におきましては今のまを継続していくか、子どもたちの登下校

の安心・安全も考えながらどうするかというのを今から検討するところがございます。いろんな形で子どもたちの登下校も含めて検討してまいりたいと思っておりますが、現時点は今の形を継続していければと、こんなふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、山本議員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思えます。先ほど渚崎小学校の跡地に津山の陣屋跡の話が出ました。また、土庄小学校の中央公民館の施設が手狭になっているというところがございますが、基本的な考え方としましては、地域の方、渚崎なら渚崎地区、土庄小学校地区、あの辺りの地域の方に、早い段階で利用法を検討していただいて、案がない場合につきましては、町がインターネットで民間利用等を公募したり、それでも利用確定しない場合は、その施設の利用を廃止するという基本的な考え方がございますが、渚崎小学校につきましてもあと半年、当然土庄小学校も一緒ですが、その地域でこういったことをやりたいという基本的な話を持って来ていただきたい。持って来ていただいても、それが必ずしも100%できるかと言えば、そうじゃなくて、当然町と一緒になってもう1度考えさせていただいて、いろんな後の利用等を一番いい形で考えてやりたいと思えますので、ひとつよろしく願いしたいと思えます。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

再開を12時15分といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後0時15分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

2番、濱中です。一般質問を行います。

町長は、2014年8月11日発行の地方行政第10497号に町長就任の決意を寄稿しております。その中で、土庄町活性化へのチャレンジとして「安心」・「安全」・「安定」の3つの柱を掲げて取り組む決意を表明しております。私は、この3つの柱の中で、個々の具体策をどのように進めていくのかをお伺いします。

①安心して暮らせるまちづくりの中で、「離島ならではの地域医療体制づくりを目指します」とあります。これはどのような具体案をお持ちですか。

2点目、安全なまちづくりの中で、「防災対策、道路交通網、また離島であるがゆえの海上交通網の整備など、安全に関する施策を一から見直します」とは、どのような具体案をお持ちですか。また、自治会から道路補修などについて多くの要望が出されておりますが、予算が少ないため補修などが遅れております。来年度の予算編成に組み込んでいただけますか。

3点目、安定のまちづくりの中で「人口減少、少子高齢化が顕著な土庄町では、空き家バンク制度や島暮らし体験の家を整備するなど移住施策に力を入れ、移住者の受け入れ態勢を整えることで、地域の活性化を図っていきます」と述べています。今後、空き家バンク制度や島暮らし体験の家をどのように充実していくのですか。以上3点についてお伺いします。

○議長（川本貴也君）

企画課地域医療再生対策室課長 奥村忠君。

○企画課地域医療再生対策室課長（奥村忠君）

濱中議員の1点目のご質問に対してお答えをいたします。

土庄町の第6次総合計画におきまして、地域医療体制の充実を図ることとし

ておりますけれども、特に小豆医療圏におきましては、その圏域は小豆島や豊島といった離島で構成されておりました、島しょ部という立地条件を克服するためには、地域医療、救急搬送体制の充実が求められていると考えております。そのうち地域医療体制につきましては、小豆圏域におけます二次医療体制の継続・充実が求められておりますことから、圏域における 2 つの公立病院の統合再編を行いまして、新たな中核病院を設置することといたしまして、現在、建設工事が進められていることはご承知のとおりでございます。

また、救急搬送体制につきましては、県防災ヘリや高松市救急艇の運用拡大等につきまして、小豆島町ともども関係方面に働きかけを行っておまして、高松医療圏等での高度・専門医療が必要な方の救急搬送体制の強化を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（川本貴也君）

建設課長 樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

濱中議員の安全なまちづくりについてどのような具体策を持っているのか、また自治会からの道路補修要望における対応についてのご質問にお答えいたします。

安全に関する道路整備の施策としては、国道 436 号線は住民生活や島内の観光、産業等地域経済を支える島内の最重要幹線道路であり、兵庫県姫路市を起点とし、香川県高松市に至る一般国道であります。本路線は、地震等による大規模災害時の緊急輸送路にも指定され、重要な役割を担っております。

また、新病院の開院や再編される県立高校の開校により、交通が大幅に変化することが予想されることから、なお一層の重要性が増しております。その整備は徐々に整いつつありますが、幅員の狭小、線形不良の狭あい区間が多く、歩道整備がされていない区間もあり、十分とはいえない状況であります。

このため、平成 25 年 3 月 27 日、土庄町小豆島町並びに関係団体で国道 436 号整備促進期成同盟会を設立し、本路線の整備を促進しています。今後も本路線の早期整備を促進するため鋭意努力してまいります。

次に道路補修についてお答えいたします。

町道、集落道、水路に関して各自治会より毎年多くの改良工事や舗装修繕の要望が出され、現地確認をしております。町としましては、限られた予算の中で効率よく、緊急性を考えながら重要箇所を選定して公共工事を施工しております。

平成 26 年度、当初予算として町道舗装修繕工事 650 万円と社会資本整備総合交付金事業の舗装修繕工事で 702 万円を計上しております。この予算では、自

治会からの要望箇所の一部しか施工できないのが現状でございます。今回 9 月議会で町道舗装修繕工事 800 万円、町道局部改良工事 700 万円、生活排水施設整備工事 600 万円、自然災害防止工事 200 万円、港湾施設舗装修繕工事 300 万円の合計 2,600 万円の補正予算を組ませていただきました。

一般財源で執行している修繕改良工事は財政的な制約もあり、平成 27 年度も町道舗装修繕工事費は 650 万円の予定ですが、緊急性を考慮すると今年度のように補正予算による対応も必要と考えております。

今後とも各自治会とご相談しながら、緊急で重要な箇所の修繕工事を優先的に行い、町民の皆さまが安全で安心して暮らせる環境整備と災害に強いまちづくりを進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（川本貴也君）

企画課長 桑英彦君。

○企画課長（桑英彦君）

3 点目の安定のまちづくりについてお答えをいたします。

土庄町では、移住・交流施策の 1 つとして、移住の入口である「住居」を確保するため、空き家バンク制度を開設しています。これは、町内の空き家をホームページへの掲載などにより、移住希望者へ物件情報として提供するものです。移住希望者の方の間口を広げるためにも、登録物件の件数を伸ばすため、町広報紙への記事掲載、固定資産税納付書にチラシを同封するなど、広く呼びかけております。この他、再登録の推進及び宅建業者との連携による物件確保や情報の共有化を図ることで、空き家バンク制度の充実を図ってまいります。

また、移住先として mismatch を防ぐとともに、住居や仕事探しの拠点として利用していただくため、最短 1 週間から最長 3 か月間の地域での暮らしを身を持って体験していただくお試し移住の施設として「島ぐらし体験の家」を整備し、運営しています。現在 12 月中旬まで予約が入っており、今年 4 月からの利用率は 9 割を超えています。退居時にはアンケートを実施しており、移住希望者のニーズの把握にも努めています。

今後は、当施設の更なる充実はもちろんのこと、実態を把握し、ニーズを分析することで、人口減少社会への対応、また地域の活力と交流人口を創出するため、行政と民間の連携による移住・交流施策に取り組んでまいります。

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

町長に 1 点だけ伺いたいと思います。先ほど当初予算 650 万と確かおっしゃられたような気がするんですけども、今から来年度予算を編成していく

なかで、自治会の要望っていうのは、たぶん数千万、1億ぐらいになると思います。そういうなかで、町長が650万から来年度予算に向けて少しでも上積みするという言葉を今、聞きたいと思います。町長、よろしくお願いします。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

濱中議員さんの再質問にお答えさせていただきます。先ほど課長の方から話のありました補正予算につきましては、中身を細かく説明し、補正予算2600万ということでお話ししたかと思います。当然今から、最近また台風が来るような話もありますし、まだまだ各自治会から出て来ている道、それから溝とか、いろんな所、まだまだできておりません。先ほど濱中議員さんがおっしゃられた、1億くらい要る、その程度要るんかなと。全部すれば。そんななかで、自然災害のことも踏まえながら、できるだけ、9月につきましては2,600万、12月、3月とあるわけでございますが、状況を見ながら、また執行部とも相談し、どうしてもと言う所は、また考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

補正予算で対応していただけるということは、非常に嬉しいことなんですけども、私が言いたいのは来年また650万の当初予算では、また補正対応しなきゃいけないということなんで、町長が補正予算で対応するよりは、当初予算で650万以上の補正予算を、1円でも2円でもいいですので、上積みしていただく気持ちがあるのかどうかということを知りたいと思います。以上です。

○議長（川本貴也君）

難波副町長。

○副町長（難波正樹君）

濱中議員の再々質問にお答えをいたします。ご承知のとおり、町の行政、財政は非常に厳しい状況でございます、ここ数年大きな事業を抱えております。それを見通しいたしますと、なかなか十分な予算が組めないというのが現状でございます、今回補正で対応させていただいたところでございますけど、当初予算もできるだけご希望に、非常に身近な緊急性のあるものについては対応させていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いたします。

休憩

- 議長（川本貴也君）
暫時休憩いたします。
再開を14時ちょうどとさせていただきます。

休憩 午後0時30分
再開 午後2時00分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（川本貴也君）
再開いたします。
- 議長（川本貴也君）
3番 山田建之君。
- 3番（山田建之君）

3番、山田です。まず初めに、傍聴席の町民の方々に報告いたします。平成26年9月16日付けの土庄町による税情報の秘密漏えいについては、今度の一般質問はできません。9月8日までに、議長宛てに質問の主題を提出していなければならないことになっております。秘密漏えいという地方税法に関わる重大な問題については、次回の12月議会に質問したいと思っております。

今回は、皆さんも閲覧されたと思っておりますけど、本日の議会の閲覧の趣旨であります書面に記載された3つの主題について質問したいと思っております。すべて執

行部の最高責任者であります町長の回答を要請いたします。少し長くなると思いますが、町民の方々及び職員も聞き洩らさないようお願いするとともに、町民の間でこの問題について、十分話し合っ、今後の町政運営に対して意見を述べてもらいたいという気持ちであります。

まず 1 番目は、肥土山浄水場更新工事に伴う官製談合の疑いについてということです。質問の主旨はですね、平成 26 年 9 月 4 日に開催された水道事業特別委員会において、大手水処理業者 2 社 4 名の参考人から意見を聴取した結果、今期入札予定の工事金額の漏えい及び入札に伴う大手水処理業者と地元建設業者の JV について、三枝町長の指示で、建設業者でない、その JV を組む業者でない井口電気工事株式会社の代表取締役社長井口明義氏が、当該 2 社に対して、電話をしたり、会社へ呼び、強制的にいろいろな入札強要を行った件があります。その件を、1 社の方から私にこういう入札が正当ですかという抗議がありました。抗議があった件に関して説明をいたします。

まず、肥土山浄水場の更新工事については、現在の浄水施設が戦後造った古いもので老朽化したために、40 年、50 年に 1 度の土庄町における最大の企業会計による設備投資事業であります。3 年前より審議が継続している重要課題であります。以前の本会議でも質問いたしました、基本設計をした金額が約 22 億円で、実際に工事に着手するための実施設計が約 10 億円上回った 32 億円になった案件です。しかも同一設計業者であったため、水道事業特別委員会で再度協議をしまして、あまりに土庄町を馬鹿にしているのではないかと委員会の委員の意見がありまして、審議やり直しとなりまして、その結果、約 10 億円下がって適正な価格になって、3 年後のこの度の最終工事の発注となった経緯があります。

そういう状況を踏まえて、この工事に伴い、ある大手水処理会社、名前は伏せさせていただきたいと思いますが、A 社と呼ばせていただきたいと思います。A 社の営業部長より、私に伝えたいことがあるとの面談を求められたので、水道事業特別委員会の委員として会いました。会って話を聞いた内容について、かいつまんで要点をお話しします。

A 社営業部長の話に移りますけど、今年の 3 月頃より 6 月までに約 5 回程度、井口電気工事社長の井口明義氏より A 社の営業職員に電話がかかり、「前回と同じ状況では受注できないでしょう。今回は我々町長グループ 5 人で応援したら受注できます。町長は金額のことはどうにでもなるのだから、社内で検討してください」という内容であった。電話の内容です。これは、6 月末に井口氏より、A 社営業責任者と連絡を取ってほしいとの電話が営業職員にありまして、7 月 3 日に A 社営業部長が井口社長に電話すると、「結論をもらえないので町長に催促

された。どういう意向なんですか」というような電話だったわけです。営業部長は「まだ入札条件もはっきりしない中で何とも言えませんが、とにかく1回伺います」という回答をして、7月9日に井口電気の会社を訪問し、井口社長と会談しました。内容は次のとおりです。

ちょっと生々しい会話になると思いますけど、皆さんよく聞いてください。井口電気を7月9日に訪問しまして、井口氏とA社営業部長との会話状況をメモしておりますので、そのメモを読ませていただきたいと思います。

井口氏が「前回のA社の結果は設計会社さんとの関係ですか」と聞いたところ、A社営業部長は「多少それもありますが、最終的には配置予定技術者がいなくてエントリーできませんでした」と答えております。

井口氏が「それでは入札条件を変更しなくてもいいんですね」と聞いております。A社営業部長は「大丈夫です」。

井口氏が「何度も電話をさせてもらいましたが、現在第1期・第2期工事が終わり、どちらも町長派の反対派がやりました。ご存知のとおり、朝日設計とある議員がごちゃごちゃあって、もう終わりましたが、とりあえず第3期が今から3年間。」ということによっております。これも間違いなんですけど、第1期は井口電気が取っている訳なんです。だから町長派じゃないかなと思うんですけど。A社の営業部長は「3年間でなくて4年ですね」と念を押してます。

井口氏は、「3~4年で19億6千万、約20億です。今回の入札の後は随意契約でいこうと思っています」と回答しております。A社営業部長は、「一応現在の状況は一括発注の方向と聞いています」。

井口氏は、「そうですか。とりあえずA社がいつってくれるかどうか、町長が聞いてくれと言っています」。それでA社営業部長は「当社は応札するつもりです」。

井口氏は「地元とのJVは」と聞いております。A社営業部長は「当然組みます」。

次に、井口氏は「うちはどうなろうと電気の仕事はできるので、第1期・第2期ともやりました。私は現町長派なので、A社にできるものなら取らせたい」。A社営業部長は「当社は前回と同じ条件であればいい勝負になると思います」と答えております。

井口氏は「それなら我々も協力しようということで、金額的にはこのぐらいで、あとの追加は随契で」ということを言っております。随契というのは随意契約ということです。追加工事を出すということです。A社営業部長は「一括ではないのですか」と聞いております。

井口氏は「追加が出たり、いろいろあっても穏便にやれます。ところで水道課には行っているのかな」と聞いております。A社営業職員が「水道課には前々

から営業に行っております」と答えております。

井口氏が「とりあえず A 社さんに決まったところでうろうろしないで、こそっと行きたい」。A 社営業部長は「こそっと」ということを聞き直しております。

井口氏は「こっちだけで決めて、隠れたような。」ということをおっしゃいます。「それでは水面下で。だから水道課も挨拶に行かなくていいですよ。町長に名刺を置くだけでいいですよ」と言うております。A 社営業部長は「我々も公告にならないと動けません」。当然のことです。どういう工事がどれだけ出るか分からん訳ですから。

井口氏が次に、「9 月の頭くらいの公告になります。それで本当にやれるならやっていくと」、井口氏が催促しております。A 社営業部長は「ぜひやろうと思えます」と答えております。

井口氏が「それで地元の土木業者と JV をするんですね」と聞いております。A 社営業部長は「はい。地元との JV です」。もちろん地元と JV しないと仕事を落札できん訳ですから。7 対 3 の JV という資格になっております。

その後、井口氏は「地元の工事業者をピックアップしています」と答えております。A 社営業部長は「我々も今後ピックアップしていきます」と答えております。

井口氏が「どちらと JV を組むつもりですか」と聞いております。A 社営業部長は「まだ決めていません。公告になった段階で過去の付き合いとか会社内容で決めます」。

井口氏は、「うちは B 社と組んでもらいたい」。A 社営業部長は「それはちょっと今決められません」。

井口氏は、「そうでなかったら無理なんです」と言ってます。無理なんですということは、あんたのところは取れませんということです。A 社営業部長は「それはうちも無理です」と言ってます。

「この近辺の業者では全然だめです」と井口氏が言っております。A 社営業部長は「今どこと組むかは決められないです」。

井口氏は、「町長派の業者を使ってもらえないならアウトです」。A 社営業部長は「今の段階では無理です」。どこと組むということは、まだ公告も出てない訳ですから。

井口氏は、「地元の土木業者を紹介します」と言うてますけど、A 社営業部長は「それはできません」と断っております。

井口氏は「それではこの話はなかったことにしましょう」。A 社営業部長は「今の段階では決められないことです。土庄町、小豆島町の工事を何十件もやっていまして、いろいろな付き合いがあるのと、今回 4 年間の長い期間なので、即

ここと組むという訳にはいきません」と回答しております。

井口氏は「でも土庄町の業者と組まなければいけないでしょう」と問うております。A社営業部長は「前回の公告の枠組みでいくと、7社ぐらいありました」。

井口氏が「その中に入っているB社を使ってもらいたい」という要請をしております。A社営業部長は「その中で当然考えますが、B社を使うか今は決められません」と断っております。

井口氏は「それなら今回は難しい。町長とも云々」となっております。A社営業部長は「そうですか。無理ですね」と答えております。

井口氏は「それではこの話はなかったことにしましょう」。A社営業部長は「うちは正攻法でいきますので」と答えております。正当に競争入札をして取りたいということを主張しております。

そしたら、井口氏は「はい。では、この件は町長に話しておきますので」ということで、A社営業部長は「せっかくのお話すみません」と。井口氏は「わざわざどうも」ということで別れております。

これはA社の営業部長から私にこういうことがありました、ということで提出してもらいました。そこに至る経緯を少し話させていただきます。

今述べたとおりの生々しい井口電気工事社長と受注を希望する水処理会社のA社の営業部長との会話ですけど、A社の営業部長が私のところに来まして、「土庄町は公平・公正な競争入札ができるのですか」と。「井口電気社長は町長の指示で何でもできるように話しておりました。A社への業務妨害になるのではないですか」と私に抗議してきました。私は、「そういう事実があったのであれば、入札後、貴社(A社)に落札できなかったことに不満があれば、異議申し立てをしてください。議会で審議した上で請負契約に対して不正があれば、議会は承認しないでしょう」と答えました。その間、約2か月ぐらいの間に、土庄町民より官製談合についての質問が佐々木委員長の方に4回書面でもってありました。そういうことがありましたので、これは慎重にせないかなということ、8月25日の水道事業特別委員会において協議に入らないかなという考えでございました。そしたら、この工事について、条件変更が水道課長より提案がありました。

その条件変更は、過去10年間で5億円以上の工事をしているということと、土庄町の水処理供給能力が1日8,000トンなんですけど、8,000トン以上の工事をしたところでないといけないというような条件を付けております、大手業者に対しまして。そこを、町長が急に条件変更を川本水道課長に提示した訳です。

私は、去年の工事は約3億円弱の金額の発注でしたんですけど、請負条件を

提案したのは川本水道課長であって、それを水道事業特別委員会の委員が審議をした訳です。そしたら、本年度はちょっと小さいんですけど、次の年には大きくなるので、全体的にこの工事を考えてみたら、それ相応の業者の資格が必要であるんじゃないかということで、条件を考えたのは川本課長です。それを委員がすべて了承した訳です。そしたら、今年の工事は去年の6倍以上の工事になる訳です。6倍以上の工事になるのに、請負条件に該当する業者は今、24社あるということです。地元は前の条件ですと7社だった訳です。条件を緩和するのは、地元業者を7社から9社にするのは賛成であると、地元ができるだけ受注できるようにということで広げるのはいいんじゃないかということで、水道事業特別委員会は審議をして、そういう結論になったんですけど、大手は24社もあるんだから、条件を緩和するのはおかしいではないかというような結論に達しました。請負資格条件を緩和するというのは、町長は誰でもできるだけ多くの人に参加してもらえるのが望ましいということで答弁しておりますけど、24社ある訳ですから。十分余り返るほどあるんです。地元は7社です。7社を9社に緩和しても、余り返るほどあるのに、条件を緩和すること自体おかしい。なんでそんなことせないかんのか。まして工事が6倍になっている訳です。そういう訳の分からんことを言っている訳です。

そういうなかで、この件はちょっとおかしいんじゃないかということで、この井口電気と会話があった大手水処理業者に、実際この事実は本当かどうか、委員会は確認しないといけないのではないかということで、25日の委員会で、今エントリーを希望している大手2社に対して、参考人として、水道事業特別委員会へ出席してもらって、事実の方を確認しようということになりました。

そういうことを9月2日の委員会で決めまして、9月4日の参考人招致の特別委員会になりました。大手2社4名の参考人より、9月4日の水道事業特別委員会で聴き取り調査を実施しましたが、井口氏は欠席しました。井口氏が欠席したために、2社だけしか聴き取りができなかったのもので、この2社が言うことは本当かどうか井口氏にも聞かないといけないということで、井口氏はいつやったら出られるかということで、16日でしたら出席できるということが決まりまして、16日に再度、水道事業特別委員会を開くようになりました。

井口氏が出てくれるものと思って待っておりましたら、前日に欠席だと、陳述書を提出してきました。その内容について審議しただけにとどまりました。ですから本人に対して、このA社が言っていることとか、あとのもう1社C社が言っていることが事実ですかと聴き取りできておりません。そういうような経緯があった訳です。

そういう経緯を踏まえてですね、私が町長にお聞きしたいのは、町長と井口

電気工事株式会社社長井口明義氏とはどのような関係ですかとお聞きしたい訳です。それから、町長は井口氏に A 社がどうするか、A 社より今回受注したいかしたくないのかというような回答を催促した事実はありますかと聞きたい訳です。請負工事金額については、水道課長と町長しか分からない。井口氏が 19 億 6 千万という金額を既に謳っております。まだ水道事業特別委員会の委員も誰も知らない。金額はどちらにしても、委員には分からないんです。そういう 19 億 6 千万というのはどこから出たのかなということ。土庄町からじゃないと出ない訳です。課長と町長です、お金のことを知っているのは。それから後、追加で工事を出すとか、そういう事情が分かっているのは、この時点では課長と町長だけです。議員はまだ相談を受けておりません。なぜ井口氏が知ることができたのですか。それを町長に聞きたい訳です。町長が漏らしたんですか。それから、最後に官製談合とはどういうものか知っていますか。その回答をお願いします。これが第 1 の質問です。

第 2 の質問に対しては、閲覧に書いておられますとおり、土庄町長の金融機関からの給与等仮差押に伴い、高松地方裁判所より送付された仮差押決定通知書の取扱いについてということで質問しております。

平成 26 年 8 月 25 日と平成 26 年 9 月 4 日の総務建設常任委員会で審議された、三枝邦彦氏の給与及び賞与について、香川県農業協同組合から三枝邦彦氏個人に対する 1 億 9,118 万 2,270 円の請求債権に対し、高松地方裁判所から第三債務者である土庄町長三枝邦彦氏に送付された仮差押決定通知書は、公用文書であるにもかかわらず、約 6 か月間所定の受付もなされず、個人情報守秘義務を理由に提出を拒否し続けておりました。総務建設常任委員会で審議の結果、土庄町処務規則違反、土庄町会計規則違反が判明し、所管課長及び担当者が、委員会において、適切な処理行為がなされていなかったと反省をいたしました。しかし、三枝町長本人は、法的には問題ないと、弁護士の見解を理由に開き直っている態度です。いまだ反省の弁はありません。

公用文書については、個人情報を守る盾に取って、町長の守秘義務違反ということをおっしゃるようですが、土庄町に来ている訳ですから、裁判所から土庄町へ来た書類は明らかに公用文書です。個人情報ではないんです。裁判所の取扱いになるということは、私の方の弁護士の見解では、もう既に裁判になった段階で、個人情報はなくなるということです。公開になります。それから、皆さんも知ってのとおり、裁判になりましたら傍聴に行けます。今から香川県農業協同組合が、三枝町長が 1 年前まで経営していたホテルの債権について、とりあえず今のところ 1 億 9110 万円の請求が来ております。裁判に入っております。それは、私は確認いたしました。そういう中で、今後裁判が始まって、事件で

何月何日にどういう陳述があるとか、誰が出るとかというのは公表されますから、皆さん聞きに行ってください。全部公表です。

そういう状況で個人情報を守るに取って、この公文書が出て来なかったということを少し説明いたします。三枝町長が1月22日に町長に就任をしまして、約1か月少して、2月28日付けで高松地方裁判所よりの仮差押通知が土庄町に届いております。その届いたものをどこが受け取ったかということになったんですけど、どこも受け取っていませんでした。土庄町処務規則では総務課が受け取るようになっております。総務課も受け取っていません。聞きましたところ、総務課は受け取っていないと。そしたらどこが受け取ったのかと聞きましたところ、町長の件は企画だから、企画が受け取っているんじゃないかということで、受理簿を閲覧しましたところ、受理してありません。それが、この問題が分かったのが半年後なんです。最初、土庄町の町民より、7月末頃か8月入ったぐらいに、土庄町長の報酬を所信表明の時に半額にすると言ってたんですけど、本当に半額にしてるんですかと。あの町長は信用ならんから調べてほしいというような調査要請があった訳です。私がそれは調べないかなということで、調べた結果、してなかったら監査せないかなということで、調べたところ、適正に4月からは半額にしておりました。3月、2月の給与だけ全額支払いしておりますので、これはおかしいんじゃないかと思って議会事務局の方へ聞きましたら、町長の報酬を変える場合は議会の承認があって、1月30日の臨時議会では4月1日からの承認になっておりますので、これは正しいですということで回答を得ました。だから、2月、3月はそのまま支給された訳です。4月から約束どおり半額になっておりました。

4月の支出伝票を見せてほしいと見たところ、2月から7月までの出金伝票を見たところ、4月からは出納室課長の事前協議の判がないんです。これはどうしたんかと聞いた訳です。出納室課長の判がないのに、事前協議をなされずに、これは出金されたのかと聞いたら、「いや、私は分かりません」と南堀出納室課長が4月からここへ来たばかりで、これは企画課がやったことで、私は知らないんです、事前協議に入れてもらえていないんですということだったんです。それはちょっとおかしいんじゃないかということで、そういう中で公金の支出ができるのかと私が聞きましたところ、町長命令だからこうなっていると、こういう訳です。それはちょっとおかしいなということで、書面を見ておきましたら、4月分の出金伝票の裏に、裁判所から第三債務者に対する陳述書を付けている訳です。これは何かと聞いたら、そのとき初めて、町長の給与が仮差押になっておりますと。仮差押はちゃんとできているのかと聞いたら、その件はちゃんとできております。調べたところ、その金額は町の出納室課長、会計管理者の口

座の中にちゃんと入っておりました。

そういう形で、そこで初めて、町長の仮差押があったということが分かった訳です。分かったんですけど、裁判所の仮差押に対する法的案件は満たされておりますけど、土庄町の会計規則を無視しているんじゃないかと。こういうことはできるのかと、私が聞いたところ、債権管理室の方は、「地方自治法ではできないことになっております。きちんと書面を付けないと出金するとか支出するとか、そういうのはそういう書面がないとできないことになっております」ということでありました。

(傍聴人より発言あり)

○議長（川本貴也君）

傍聴人、静粛に。

○3番（山田建之君）

それで、私の方で、土庄町のお金を出すのに、こんな杜撰でいいのかなと思った訳です。町長命令だからというような企画課の方はそういう話でしたけど、町長命令だったら書類なしでやれるのかと。何のために上にバタバタ判を押して、これはチェックのためと違うのか。チェックがなされていないなら、町長がこうしろ、ああしろと言ったら全部聞くのかと、私は聞いた訳です。極端なことを言ったら、町長が死ぬと言ったら、あんたは死ぬのかと。町長が辞めろと言ったら、すぐに辞めるのかと。あなたは地方公務員で町長に雇われたのと違うでしょう、土庄町に雇われている。そういう身分を保証されている。書面もなく、金を出すこと自体間違っているだろうということを私は言いました。

これは私は到底監査委員 1 人の調査できるものでないから、すぐさま議長のところへ、これは総務建設常任委員会で審議してくださいということで報告いたしまして、総務建設常任委員会の取扱い案件になった訳です。

そういう事情がありまして、私はこの件に関して、ただちに私の知り合いの弁護士に聞きに行きました。私は個人の弁護士費用です。町長は、弁護士、弁護士と言って土庄町の弁護士を使ってますけど、町の税金で雇った弁護士です。私は個人で払って全部聞きに行っております。弁護士に聞いたところ、まず土庄町の処務規則違反であると。それから、土庄町の会計規則違反であるということなんで、町議会の所管の委員会で審議してもらいなさいと。それから、裁判所から来た文書は私文書でもないし、個人情報保護の案件でもない。それは明らかに公用文書であるので、毀棄罪に該当するのではないかと。どこにあるのか分からん訳です。追及したら、町長の机の引き出しの中に置いてあったということなんです。そしたら、企画課はその書面を受理しているのではないかと聞きましたら、企画課は受理しておりません。受理したのは 8 月 22 日

です。総務建設常任委員会の委員が追及したために、初めて出てきた書類です。その間は行方不明だった訳です。裁判所から来た重要な書類が行方不明になっていた。そのあたりを弁護士に聞きましたところ、この隠匿していた書面は一時的でもよく、後日に返還する意思があっても、毀棄罪になるというような判断をしております。町長はならないということは言うております。だから、その点を町長に回答してもらいたいと思っております。町長は土庄町の弁護士の意見で回答書が来ましたが、一般論だけを言うております。一般論だけを書いて、町長の給与に対するこの件に関しては一般論ではありません。町長は特別職の、執行権のある最高トップですから。

それから次に、第3番目の質問ですけど、土庄町には土庄町政治倫理の確立のための土庄町長の資産等の公開に関する条例というのがあります。この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の規定に基づき、土庄町長の資産等の公開に関して、資産の額や借入金の額等を記載した資産等報告書を作成しなければならないとなっております。

同条例によりますと、町長が就任してから100日以内にこの報告書を出さないといけないことになっておりまして、この報告書は総務課で誰でも閲覧できます。名前を書いて閲覧できますけど、町長の報告書に書いております負債の金額は1億6千万円となっております。皆さんも後で見てください、閲覧で。2月28日に高松地方裁判所より仮差押決定通知書は、請求債権額は1億9,118万2,270円となっております。私は、これはどっちが間違えているのかと聞いたところ、弁護士に聞かないと分からないというような回答がありました。どっちかが間違っている訳です。弁護士を使って裁判所が請求していることが間違っているということは、まずないんじゃないかなと、私は思います。

それから、その条例の中に、町長は関連会社等の報告書も書かないといけないようになっております。関連会社は該当なしとなっておりますけど、三枝町長は鹿島荘の取締役であって、合資会社高松屋旅館の有限責任社員、グリーン赤羽の監査役になっております。それは謄本で確認いたしました。ですから、この負債額及び関連会社報告書は虚偽報告ではないかなと、私は判断するんですけど、そのあたりの町長の見解をお聞きしたいと思います。

ちょっと長くなって、ばらばら何を聞いているのかと難しい面がありますけど、この3点に対して、最初については井口電気との関係とか、1点目はそういう官製談合に関する件を聞きたいと思っております。2点目は、なぜ公用文書を個人情報守秘義務があると言って公開しなかったか。その書面は半年近く、どこにやったか分からなかった。それで土庄町の企画課の町長秘書並びに前出納室課長から書面を出してくださいと、これではこのお金の処理はできませんと、差

押えしたお金の処理はできませんと何回も頼んだにもかかわらず、その書類を出さなかった。意図的に書面を隠匿したと考えられる案件であります。この件を回答していただきたいなと思います。以上です。

(傍聴人より発言あり)

○議長（川本貴也君）

傍聴人、何度も申し上げますけれども静粛に願います。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

山田議員の質問にお答えさせていただきます。まず、4の1でございますけれども、官製談合の疑いがあるとかいろいろお話が出ました。一応、井口電気さんの方には、入札の参加の願いはしました。ただ、それ以降、先ほど聞いたんですけど、そういった指示した覚えもありませんし、一番いいのは本人に聞いていただく方がいいかなと思いますが、そういうことは一切ございません。どんな関係ですかというのは、友人の1人です。催促はしたことはございません。何回かお話をしましたが、そういったことはありません。お金、金額については、僕はそういう話をした覚えはありませんので、どこでその数字が独り歩きしたのか分かりませんが、そういった話はしておりません。それから、緩和した分につきましては、1200点が24社、それから地元は2社増やすべく800点にさせていただきました。それ以降の、10年を15年、8,000トンと5,000トン、5億円を3億円というのにつきましては、前回1社でございましたので、今回はやっぱり8社、9社入っていただきたいという思いでですね、しました。本来なら例えば24社の過去の実績等を調べたらいいんですけど、なかなかそれは調べられないということで、入っていただけなかったもので、緩和することによって、8社、9社入っていただけるとかなということで、緩和させていただきました。

それから4の2と3でございますけれども、こちらにつきましては、とりあえずここで話しさせてあげたいのは、監査委員として知り得た情報でございますから、秘密の保護の要請が高いものであり、議員として本議会で明らかにして質問することは、監査委員として守秘義務違反であります。守秘義務違反行為をこの議場で行うということは、認められていないものですので、この場での答えは差し控えさせていただきたいと思います。なお、2番、3番につきましては、最後の方に「刑事告発を予定している」ということになっておりますので、この場じゃなくてですね、司法の場等々でお話ししたらいいのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

今、町長が監査委員の守秘義務となっておりますけど、監査委員では手に負えないということで、土庄町の処務規則違反並びに会計規則違反がありまして、ただちに総務建設常任委員会へ持ち込んでおります。そこでもう既に3回、4回協議されております。守秘義務、監査委員の守秘義務を盾に取って、追及しているだけであって、この件は議事録で全部残っております。残ったものを再度本会議で質問しただけです。だから町民の皆さんも議事録を請求したら、個人情報守秘義務のところだけ消して、全部議会の議事録は請求できますから、そこで確認してくれたら、はたして私の監査委員の守秘義務にあたるかあたらないかは判断していただきたいと思います。

それを理由に回答しないということなら、もう少し私はお聞きしたいと思います。町長の債務がここで1億9,118万円となっておりますけど、町長が経営しておりました会社の方はかなりの債務があると地元とか、巷で噂されておりますけど、それに対しては連帯保証人になっていると思います。会社の代表者は会社がお金を借りるときは、すべて銀行法に基づいて保証人になっております。少額でしたら、そういう規定はありませんけど、高額になりましたら、必ず保証人になっております。私も何個か会社を経営しておりますけど、借入金に対しては、すべて保証人になっております。町長も保証人になっていると思います。その金額についても、今から、香川県JAからまず個人のだけ貸金等請求事件が起こっておりますけど、会社に対しても間もなく起こってくるんじゃないかなと思います。その件に関して、1億9千万余りの債務に対しては、元金が8千万くらいです。延滞利息が1億1千万になっております。10年間くらい利息を払っておりません。どういうふうにしたらこういうことができたのかなと。利息を払わないで10年間放っとけるものかなと。私も香川県JAから5億円くらい事業で借りてたんですけど、5年くらい前に全部完済しました。利息も元金も払いました。なんで、こういうことが10年間も通ってきたのかなと。そこはちょっと町長にも聞きたいなと思います。

それから、回答されていない点がありますね。取締役になってる鹿島荘とか、高松屋旅館、なんでこれは報告しなかったのか。ここの株も持っているはずで。株式とか出資証券とか。当然、資産の方に挙げないといかんのじゃないですか。負債ももっときちんと、なんで1億9千万か1億6千万かの回答は出ておりません。個人情報だからしなくていいということなんですか。町長は、土庄町の政治倫理の確立のための土庄町長の資産等の公開に関する条例に基づい

て、出さないといかん訳です。この場合にですね、この仮差押決定通知は町長でなかったら永久に分かりません。個人情報ですから。議員とか職員が仮差押えされた場合は、誰であろうと取ることはできません。個人情報の守秘義務がありますから。町長だから分かった訳です。町長はこの条例に基づいて、公開せないかんから、こちらは分かった。それから裁判所が裁判を持って来たから、個人情報はもうなくなりましたよということが分かった訳です。これは、私が相談したところによりますと、公用文書毀棄罪は刑法にあたるので、警察と相談しろということで弁護士に言われました。私は警察に1時間半相談してきました。公用文書毀棄罪はどういうときにあたるんですかということ聞いてきたんですけど、そのなかで、告発にあたるんじゃないかと判断しましたら、当然告発します。

そういう状況の中で、今答えてない分があるなかで、香川県JA、警察並びに弁護士の意見では香川県農業協同組合の背任行為にあたるんじゃないかという、私は指摘を受けました。私は別に香川県JAを攻撃する訳ではないんですけど、これは大問題になるんじゃないかと。香川県JAはもちろん組合員からお金を集めて、あるいは農林中金からお金を借りて、金融業務をやっております。その中で、こういうこと自体が行われたこと自体が考えられない。もちろん、当初は平成4年、6年頃からですから、平成12年から香川県農業協同組合になっております。それまでは、小豆島農業協同組合です。小豆島農業協同組合の完全なる不正融資に結びつくんじゃないかと。背任行為になるんじゃないかということと言われましたけど、この件は刑事事件的には時効になっております。ですけど、今現在の香川県JAの12年から合併しまして、香川県農業協同組合になっておりますから、そこがこの状況を10年以上放ったらかしにしておるといこと自体が大問題になるんじゃないかと。それで、三枝邦彦町長が就任した途端、1か月わずかで、どんと仮差押をした訳です。なぜかという、土庄町の指定金融機関は香川県JAであります。町長と香川県JAの癒着があるのではないかと疑われたらいかんので、ただちに差押えに来たのではないかと推測されます。

こういう状況の中で、今後我々議会としましても、香川県JAこんな状況だったら、はたして指定金融機関の資格があるかないかということの審議にも入らないかんのではないかということになってくるんじゃないですか、議会としても。

(傍聴人より発言あり)

○議長（川本貴也君）

傍聴人、静粛に。どうぞ、続けてください。

○3 番（山田建之君）

そういうことですので、法的にやってくれと言うなら、法的にどんどんやりましょう。ここの土庄町は自分らの自浄努力はできんのですか。なんで警察に全部頼まないといかんのか。自分らでやらないといかんことを、警察に怒られたはずですよ。自分らで自分らの自浄努力を、警察に頼まずにしないといけないんじゃないですか。できるものは、行政法については特に。こういう私の観点でありますから、町長が答えになっていない分は、再度答えてください。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、先ほどご指摘の分についてはご説明させていただきたいと思えます。資産等の公開に関する条例に基づく資産報告でございますけれども、借入金等については、通例、借入金等元金のみの報告ということで、利息とか遅延損害金を含めて報告するというにはなっておりませんので、現時点においてもその処理は適正であったと考えております。

それから先ほどの第 4 条に基づく関連会社の報告でございます。これについては、1 月 22 日から実際役員報酬をもらっておりません。同条例の 4 条に基づく関連会社報告、報酬を得ている場合に行うことになっているということでございますので、今年の 4 月 28 日付けの関連会社報告等にも該当なしという報告の記載をしております。以上です。

○議長（川本貴也君）

3 番 山田建之君。

○3 番（山田建之君）

それでは、資産を持っている方はしていないということによろしいですね。資産の方は株を持っているはずですよ。出資金。それは、されていないと解釈いたします。

それから、裁判所から債権請求額を裁判で請求されております。請求されておるにもかかわらず、債権でない。延滞金は債務でないというような解釈は非常におかしいんじゃないですか。それは町長の法律ですか。町長の法律がそういう解釈するだけであって、当然債務が期日に払えなかったり、長いこと元金払えない、利息も払えないということになったら、金融機関から催告書とか請求書とか、いっぱい内容証明が行っているはずですよ。今まで 10 年間の間に。何回も行ってははずですよ。そこで、期限の利益が損失して、一括弁済しないといかんようになってる訳です。農協もこれ以上放っておけんということで、債権仮差押えして、裁判で債権額が決定したら本差押えになる訳です。今、仮

差押えで土庄町が法務局へ供託した金額を、裁判でこの債権額が間違いないと確定したら、当然その金額は取れます、香川県 JA は。それから、当然本人の資産である土地、建物、そのものは競売に入っていくと思います。当然のこととして、香川県 JA は不良資産の処理をすると、今年の総代会ならびに地区の役員会で、ちゃんと出席の総代に、そういうことを本部から来た人が周知しております、会で。当然、三枝町長の不良資産も処理に入っていくと思います。入らなかったら自分らの問題に響いてきます。そういう状況の中で、非常に多額の債務となると思います。その債務を抱えて、町の報酬は 1 円もない訳です。如果说えれば、土庄町からもらう報酬は、三枝町長が以前経営していたホテルの借金払いに回っているということです。差押えをされて取られているということは、全部借金払いに回っているということです。

そういう中で、自分の事業の経済的な破たん状況であるにもかかわらず、土庄町のこれからの行政の運営が適切に行えるかどうかというのを考えてみてください、皆さん。できるかどうかですから。それを皆さん、頭に被っていている訳です。法律違反ばかりしている訳です。条例違反なんか、なんぼでもやってる訳です。我々、自浄努力してない訳です、この議会は。職員もそうですよ。隠しまくっている。監査委員が請求したら一切出すな。なんで出すんや、そんな書面をというようなことを課長に言っております。そういうふうに、隠すものは全部隠せと。もともと町長は公平・公正でガラス張りの行政をしようと言っているが、言っていることとやっていることが全く違うじゃないですか。「全部隠せ」と指示された課長は皆おるやろ。聞いとるやろう。私も聞きましたよ。「山田が来たら何も出すな」と。「隠すものは全部隠せ」と言ってるはずですよ。それを、ちゃんとできない、この議会はなんとかせないかんのじゃないですか。議会でチェックせないかんとしますよ。以上です。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

再開を 15 時 15 分といたします。

休 憩 午後 3 時 6 分

再 開 午後 3 時 15 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

1 番、日本共産党、福本耕太です。

私は日本国憲法と地方自治法に基づく民主的で住民の暮らし最優先の町政を求める立場から、4 点について三枝町長に質問をいたします。

まず初めに、集団的自衛権行使容認を安倍首相が閣議決定するもとの、町が行っている自衛隊員募集業務への協力について、募集業務の中止を求めるとともに、町長の政治姿勢の問題点を質したいと思います。

自衛隊が創設され 60 年余り、安倍政権までの歴代政府は自衛隊を、個別的自衛権に基づく部隊であるとして、憲法 9 条が認める個別的自衛権の枠内にあるうちは合憲であり、軍隊ではないと国内外に説明してきました。その一方で、個別的自衛権の枠を超える集団的自衛権については憲法 9 条違反だと明確に線引きをすることで、国内外諸国に対して、自衛隊が軍隊でないことを説明する論拠としてまいりました。つまり、裏を返せば、個別的自衛権の枠を超える集団的自衛権に足を踏み出せば、その時点で憲法 9 条違反であり、自衛隊が軍隊でないとする論拠が崩れることとなります。

自衛隊発足から 60 年余り、今、安倍政権が個別的自衛権から集団的自衛権へと踏み出そうとしていることは、自衛隊発足 60 年の歴代自民党政権の立場からも憲法違反であり、自衛隊という組織が軍隊へと、その性格を大きく変貌させたことを国内外に示したものであります。

6月議会で私はこのような閣議決定を行った安倍政権に対し、わが町の平和宣言に照らして、町は国に抗議をすべきだと求め、町長の認識を問いましたが、町長は検討して再答弁すると本会議で答弁しましたが、未だ何の答弁もありません。それどころか、答弁もないまま、閣議決定により軍隊と変貌した自衛隊の募集業務に協力しています。わが町の子どもたちが将来戦死するようなことになればどのようにして責任を取るつもりでありましょうか。

今、大手マスコミの世論調査では、どこの新聞社をとっても、マスコミをとっても閣議決定に不安を感じる、怒りを感じるとの声が過半数を超えています。町長に3点お聞きをいたします。安倍政権の3つの憲法違反、憲法9条違反、96条違反、99条違反について、平和宣言を持つわが町の町長としてどのような認識を持っておられますか。平和宣言を尊重する意思があるのかも含めてお答え願います。2つ目、閣議決定により軍隊へと性格が変わった自衛隊の募集に協力することはやめるべきではありませんか。3つ目、憲法違反の閣議決定に町として抗議すべきではありませんか。

2つ目の質問に入ります。2つ目の質問は新小学校のあり方についてであります。今、統合新小学校が建設されておりますが、この小学校のあり方について、今後地域に開かれた学校にしていくことが求められています。小学校の運動場や体育館など、こうした施設は災害時の避難場所として、避難者が不自由のないように必要な設備を設置することを求めます。また、運動場、体育館などの施設を地域活動に開放すること、具体的には、スポーツ少年団や子ども会など小学生の社会活動、文化活動、スポーツ活動を中心にさまざまな人々が利用できるようにすることを求めます。小学生のスポーツ活動や文化活動、これに併せ、災害時の避難場所としては、グラウンドにナイター設備を設置することを求めます。

3つ目の質問、豊島航路とシャトルバスを、住民の生活に合わせて接続するよう求めます。今、豊島住民、中でも車の運転ができない高齢者が増えております。また、高校生など、通学や通院、こうした日常生活でバスを利用している方から、「フェリーに接続をしっかりとしてほしい。フェリーが着くと、すでにバスが出た後」という声がよく聞かれます。調査をして実情に合った接続にするように求めます。

4つ目の質問ですが、前町長のもとで行われた三枝町長の固定資産税の欠損処理について質問を行います。経営不振という理由で欠損処理が行われていますが、前税務課長の議会での答弁では、固定資産税は経営不振を理由に欠損処理することはできないと答弁がありました。では、なぜ前町長は三枝町長の固定資産税を、経営不振で欠損処理していたのでしょうか。また、差押えが行われ

ていないという事実も、前債権管理室課長からの答弁で出て来ています。こうした問題を今後自治体はどのように解決していくつもりかをお伺いいたします。以上4点について答弁を求めます。

○議長（川本貴也君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず、大きな1点目の中の1つ目で、非核平和都市宣言の関係でございますが、非核三原則を将来とも遵守し、世界の恒久平和達成と町民の生活安定をめざすことを宣言しました、土庄町非核平和都市宣言につきましては、昭和59年9月議会で、議員から発議され、可決されております。本年9月1日現在で、全国1789自治体のうち、1579自治体、約88%が宣言しております。今後とも遵守してまいります。

次に、2点目の自衛隊募集を止めよということでございますが、ご承知のとおり、自衛隊は、侵略を受けた場合に国を守ることが一番の任務でございますが、地震や台風などの自然災害が発生した場合の人命救助、行方不明者の捜索、物資の輸送なども活動として行っており、私たち町民にとっても必要不可欠なものであると考えております。

自衛隊員募集につきましては、法令に基づき広報宣伝に協力しているものでございまして、中止する考えはございません。

3点目の集団的自衛権の行使容認の閣議決定に対して抗議せよということでございますが、6月議会の時の答弁と一緒になるかと思いますが、外交や国防につきましては国の専権事項でございまして、町として反対、抗議する考えはございません。しかしながら、政府は、今後の集団的自衛権の行使に関する法整備につきましては、国民への説明と、国会の場での議論を尽くしていただきたいと考えております。

次に大きな2点目の新小学校の関係の中の、1点目の運動場・体育館の災害避難場所とするという関係と、ナイター設備の関係でお答えさせていただきます。現在、学校関係施設の避難所・避難場所は15か所ございます。福本議員のおっしゃるとおり、今後、大規模な災害に対して、住民の一時的な安全な空間として、避難場所を確保し新設・拡充・整備を図る必要があると考えております。既存の施設は、耐震化等は進んでいるものの、非常電源、トイレなどバリアフリー化の整備は不十分でございます。

そのなかで、新小学校には災害時の緊急時対応としまして、今年度、災害に強い特性を持つ再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用し、災害に強い

地域づくりと自立・分散型エネルギーシステム、太陽光発電 20 キロワットを設置する予定で、長期の避難所の拠点として期待できます。

新小学校をはじめ、運動場・体育館での避難所として緊急対策活動が可能かどうか、配置できる人材等も含め検討してまいります。

なお、運動場につきましては一時的な避難場所になるため、ナイター設備等は必要ないと考えております。また、スポ少等の地域活動につきましては、ナイター設備が整っております土庄高校のグラウンドが利用できないか、県の高校教育課など関係者と協議をしているところでございます。

○議長（川本貴也君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

福本議員のご質問にお答えします。

運動場・体育館などの施設を地域活動に開放できないかという質問ですが、土庄町の学校施設につきましては、幼児や児童の安全な遊び場として、また社会体育の普及等の観点から、スポーツ少年団等が定期的に体育館や運動場を利用し、学校教育に支障がない範囲で現在まで効果的に活用されております。

しかしながら、今般、平成 25 年度におきましては、子育て支援センター裏の公園で 4 件の不審者情報、また土庄中学校西方の路上では、つきまとい等の通報がありまして、新設土庄小学校が近いことから、児童の安全性につきましては教育委員会としてもとりわけ気を配っております。このような現状の中で、目の届きにくい夜間、休日等の学校施設を開放することは、個々の子どもだけでなく、地域全体にとっても大きな不安を残すことになると考えております。

現在建設中の土庄小学校は、児童の安全性を確保するため、周囲を 1.8 メートルのフェンスで囲み、さらに防犯カメラを設置し、セキュリティーを高めております。しかしながら、学校開放、地域住民のスポーツ活動の推進という立場も勘案する必要もありますので、関係者の意見も聞きながら、今後どのように学校施設として子どもたちの安全性を確保し、学校開放ができるのか慎重に検討していきたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

企画課長 桑英彦君。

○企画課長（桑英彦君）

豊島航路とシャトルバスを、住民の生活に合わせて接続するよう求めるのご質問にお答えをいたします。

高齢化が進んでいる豊島地区において、住民の移動手段の確保及び交通空白地域の解消を目的に、平成 23 年度より豊島シャトルバスを運行しています。当

バスは、家浦港を起点に、甲生地区へ1日4便、唐櫃地区へ1日7便運行しています。

ダイヤにつきましては、住民の生活の足であるということを念頭に置き、航路との接続を考慮したものとなるよう、地元の各自治会に相談させていただいております。また、本年10月には、土庄・豊島・宇野を結ぶ小豆島フェリーのダイヤ改正が予定されていると聞いております。このため、豊島シャトルバスのダイヤにつきましても、改正が必要であるものと考えております。再度、地元の各自治会等に相談させていただき、乗継利便性の向上を図っていきたくと考えております。

地元住民の皆さまにおかれましては、持続可能な公共交通システムの確保維持のため、更なる利用をお願いするとともに、住みよい地域づくりを行うため、ご理解・ご協力いただければありがたいと思います。

○議長（川本貴也君）

税務課長 笹山恵子君。

○税務課長（笹山恵子君）

福本議員の大きな4点目のご質問にお答えいたします。

ご質問の欠損処理については、平成26年3月議会の山田議員の一般質問に対し、前課長が回答しておりますが、この理由である、経営不振につきましては、土庄町が独自に理由づけをしているものでございます。

福本議員のおっしゃる欠損処理につきましては、地方税法第18条の規定により、地方税の徴収権について5年間行使しなかったことによる消滅時効が本来の理由でございます。したがって、この欠損処理については、違法性を問うものではございませんが、欠損処理に至った理由としての経営不振につきましては、不適切なものであるという共通認識のもと、徴収機能を強化するよう、債権管理室とも協力して滞納処分も行っているところでございます。

2点目のなぜこのような処理をしたのか調査したのか、及び3点目のなぜ差押えをしなかったのか調査したのかということですが、これについては、昨年11月以降、監査並びに総務建設常任委員会の場におきまして、同様の内容についての説明を行ってきたところでございます。その際、ご説明にあたり、欠損処理に至った経緯について、歴代の課長等から聞き取り調査も実施いたしました。また、この件につきましては、内部調査のみならず、刑事事件の関係で警察の方からも事情聴取がなされたものでありますので、現在も状況を見守っているところでございます。

また、この問題をどうするかということですが、先ほども申し上げた通り、刑事的な責任につきましては、警察の捜査の状況を見守っているところ

ろでございますが、民事的な責任につきましては、繰り返しになりますが、先の刑事的な責任の状況を見ながら、町の顧問弁護士等と相談し、検討を重ねているところでございます。このことにつきましては、一部町民の方からも厳しい意見をいただいているところでございますので、町長ともご相談しているところでございます。

また、税務課といたしましては、これらの調査を踏まえ、同様の望ましくない処理を行わないように、地方税法に則った滞納処分や欠損処理のあり方について、香川県等の指導を仰ぎながら、公平・公正な納税の推進に努めてまいります。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本議員のご質問にお答えさせていただきますが、集団的自衛権の行使でございますが、先ほどお話出たように安倍政権の方で可決されました。当然国会の場で議論になると思います。そのあたりを見守りながら、土庄町としてもどうしていくかということ、これから考えていくべきかなと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

まず1点目の自衛隊の件についてですけれども、前回の質問で、町の平和宣言があるんですけれども、そこと対比して、それに照らしてどうですかといった質問から、さらにまた答弁が後退して残念なんですけれども、何のために私が自衛隊の60年間の話をしたのかということが、まったく答弁に反映されていないのが非常に残念です。この自衛隊が警察予備隊として出発したときから、個別的自衛権ということが前提にされてきたんですよね。個別的自衛権のための部隊だということで自衛隊は、国内に対しても、国民に対しても、海外に対しても、軍隊じゃありませんよ、なぜならば憲法9条が規定しているのは個別的自衛権の権利しか認めていないから、それ以外のことは使えませんよ、アメリカと一緒にイラクに行ったり、アフガニスタンに行ったりすることはありませんよということを、戦後60年間自衛隊は軍隊でないという証明のために世界に対しても発信してきたんです。

町長よろしいでしょうか。安倍さんはね、それを踏み越えたんですよ。60年自民党の政権が個別的自衛権に基づく部隊だから軍隊じゃないんだよ、逆に言えば、集団的自衛権を乗り越えたら、これはもう軍隊になっちゃうんだよとい

うことを、60年間自民党政権の中曽根さんも、それから小泉さんもこれを認めてきたんです。今までの自民党政権の首相は一体何やったという話になりますね。分かりますか。集団的自衛権に移行するということは、自衛隊が自衛隊でなくなるんです。このことを踏まえて、いま土庄町が自衛隊の募集をやることにどういう意味があるのかということを追求めました。それから、自衛隊から協力要請が自治体に対して来ているのも知っています。ただし、これに応えなければならない義務はありません。罰則規定もありません。自治体によっては、町長がすべてこれを廃止しているところもあります。長野県なんかでは、村長がうちの村からは2度と子ども達を戦場に送らないと言って、国に対して自衛隊募集のやつを撤去させました。特にこの集団的自衛権の行使容認の閣議決定が行われたときに、こうした自治体は非常にたくさん増えております。

そういったことを加味した上で、前回の質問と今回の質問をしておりますので、上っ面の答弁、質問の内容を聞かんかったような答弁っていうのはやめていただきたいです。もう1回ちょっと同じことを言います。きちんと答えていただきたいと思います。これはもう町長に答えてもらいたい。憲法9条、憲法96条、99条にこれは明確に違反しておりますけれども、わが町では平和宣言、この平和宣言の中身も何て書いてあるかと言いますと、平和憲法の精神に則って、戦争の悲惨さを広く住民に知らせ、町がこれをしなさいということを書いてあるんですよ。積極的に。どこかで紛争があっても、暴力とか戦争で解決しない国民をつくりましょう、住民をつくりましょうって書いてあるんです。それが町の仕事だと、ここにちゃんと書いてあるんです。立派な宣言です。これに基づいて、町長は行動しないといけないんじゃないですかということ言っているんです。国の問題とか、そういう問題じゃありません。答弁を求めます。

それから、小学校のことについてですが、目が届きにくいという教育総務課長の話がありましたけども、ご心配なさらなくても、子どもが勝手に学校で遊んでいる訳じゃないんですよ。スポーツ少年団っていうのはコーチもいますし、保護者もいます。たくさん大人の目が付いてます、子どもを。場所さえ提供していただければ、子ども会でも大人がきちんと付いていってますから。そこはもうご心配なさらず。逆にむしろ子どもだけが遊んでいる状態、例えば中央公園で、そういうときの方が不審者が出たりしたらやっぱり心配です。でも、こういう社会活動というのは常に大人が付いてます。ボランティアの人が付いてたりとか、保護者が付いてたり、かえってそういう人が入って来にくい状況ありますので、そういうところを気にせずに、もっとどんどん進めていただきたいと思います。残念ながら中央グラウンドが、いま半分しか使えなくなってます。消防署の建設が進められておりますけれども、それでですね、いま野球もでき

ない、サッカーもできない、本当に子どもたちは窮屈な思いをしながらやっています。今度できる新小学校っていうのは、ご存知だと思うんですけど、野球場とサッカー場が1面ずつ取れる広大なグラウンドがあるんです。何かやっぱり災害があった場合に、そこに地域の人たちが、夜、特にお年寄りなんかが逃げてくるとなったら、やっぱりナイターを付けて、明るい所でお年寄りでもちゃんと見えるように、そういった防災の面と、それから子どもの地域活動を促進させていくという面で、ぜひこれは前向きに小学校のナイター設置を進めてほしいと思います。地元のスポーツ少年団からも要望が出ていると思いますので、ご存知ないですか。そうですか。いま準備してるのかもしれませんが。サッカーのスポーツ少年団が要望を出してます。新しい小学校を使わせてほしいということで。ですので、ぜひ災害にも使える、それから地域活動にも使える、そういう開かれた施設に新しい小学校をしていただきたいと思います。太陽光発電だけでは電気付きませんし、やっぱりナイターが必要です。ぜひよろしく願います。

それから、豊島の航路のシャトルバスについてですけども、いま前向きな答弁をいただきまして、ぜひフェリーの時間帯が変わりましたら、それに合わせて、フェリーが着いたらバスが先に出て行ってしまったみたいなことにならないように、ぜひ着いたら乗れるように、高齢者も増えてますので、唐櫃から家浦とか、家浦から唐櫃とか、甲生とか、車を運転できない人がどういう状況で生活しているかをしっかりつかんでいただいて、フェリーとの接続しっかり進めていただけたらと思います。

4つ目の固定資産税の件については、ぜひこれは町長に答えていただきたいかっただんですが、課長の立場からの答弁だとそういうふうになると思いますけれども、これは、こういう問題は歴代の町長、三枝町長よろしいでしょうか、歴代の町長が関わっている問題なんです。となると、課だけで対応したところで、住民の信頼を取り戻すことはできないと思うんです。ですので、前町長をきちんと呼び出す体制をつくる必要があると思います。議会としても100条委員会の設置を私も提案しましたが、そういった形で真相を明らかにしていくことが、お金返せとか、お金の中身の問題じゃないと思うんです。どうしてこういうことが起こったのかということが、住民の皆さんが一番不審に思われていると思いますし、そういうことを町長がどういうふうにしていくのかということが、一番問われている問題ですので、ぜひ課長ではなく町長として、この問題を今後どうしていこうと思っているということ、ご自身の答弁でお願いしたいと思います。

豊島の件については、答弁結構ですので、土庄小学校の問題、それから集団

的自衛権、自衛隊への協力の問題、それから税金の問題、その 3 点について答弁をお願いいたします。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、福本議員の再質問でございますが、まずは自衛隊の話でございます。それと、集団的自衛権、それから土庄町非核平和都市宣言、昭和 59 年 9 月議会で、議員から発議されて可決はされております。政権もいろいろ変わったり、いま安倍政権でございます。国がやっていることになかなか逆らえないということもございますし、自衛隊につきましても、皆さんご存知だと思うんですけども、国を守るという 1 番大きい大前提ではありますけれども、地震、それから台風、自然災害、人命救助、行方不明者の捜索、物資輸送とか、いろいろと今後も町民とは深く関わってくる部分がございますので、そのあたりも考えながら、協力できるものは協力していくという考え方を持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、前町長のことにつきましては、去年から司法の場に移っているという話もありますし、それはそちらの方でしていただけたと思います。ただ、今後そういうことのないようにということは話しておりますので。

（傍聴人より発言あり）

○議長（川本貴也君）

傍聴人、静粛に。次回騒ぎ立てますと、退場命じますので、よろしくお願ひします。

○議長（川本貴也君）

生涯学習課長 椎木孝君。

○生涯学習課長（椎木 孝君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

スポーツを通して、青少年の健全育成を目的とします、スポーツ少年団の所管課は生涯学習課でございます。生涯学習課といたしましては、社会体育等の普及を行うなかで、学校施設を利用する場合は、宮原課長も申しましたけれども、学校教育に支障のないなかでお願いをする立場でございます。そういったなかで、昨日もスポーツ少年団の関係者と土庄高校へお願いにまいりました。土庄高校の夜間照明のグラウンド等の利用も含めて、今後、関係団体・関係機関と協議をしてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

1つ目の自衛隊の問題ですけれども、自衛隊というのは人命救助とか、災害への対応というのは第一次的な任務じゃないんです。私が問題にしているのは、いわゆる防衛とか軍事と言われる部分、いわゆる鉄砲を発砲して、爆弾を撃ちこんで、人を殺す行為です。いま集団的自衛権の問題が浮上してるのは、人を救助する話なんてひとつも入ってきてないんです。アメリカと一緒にアフガニスタンとかそういう所に、自衛隊が戦地に送られるという状況が迫っているなかで、島の、土庄の若い子どもたちを戦地に送っていいのかということが問われているっていうことを言ってるんです。救助とかそんな話をしてるのと違うんですよ。なんで集団的自衛権の問題をここに出して言っているか、よく考えていただきたいというふうに思います。国がやっていることに逆らえないというのは、非常に情けない。自治体というのは、自治体独自できちんと国に意見を上げていく権利があります。上げていってこそ、国も健全に国政を進めることができます。そこをしっかりと認識していただきたい。私はこの島から、この土庄の町から、子ども達を絶対に戦場には送りたくない。その決意を、町長持って、この問題にあたっていただきたいと思います。引き続き、こうした自衛官の募集については止めていただくように、私は運動していきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

小学校についてですけれども、地域住民の方の声をよく聞いていただいて進めていただきたいと思いますけども。やっぱり防災と地域活動、ナイターは両方使えますので。ちょっとお金はかかるかもしれませんが。なんだったら、中央グラウンドの方も狭くなってしまってますので、今7つありますよね、ナイター。あれを向こうに移すとかいうふうな方が、活用としては狭い所でナイターを使うよりも、広いグラウンドでナイターを使った方がもっと便利に使えるんじゃないかなということもありますので、小学校の方をぜひ充実させていただきたいというふうに思います。

それと税金の問題でございますけども、警察がどうかってということじゃなくて、私が質問したのは町長の姿勢なんです。経営不振というのは不適切な理由だというふうに課長もおっしゃられましたし、どうしてこういう不適切な理由でこういうことが行われたのかってということが問われているんです。三枝さん本人の固定資産税がどうこうということじゃなくて、自治体として、やはり住民は自治体を信用して税金を納めてます。自治体を信用していろんなことを、住民課に行ったり、福祉課に行ったり、税務課に行ったりしております。そういう住民の思いの面から言えば、私は三枝さんを責めてるのではないです。ただ、三枝さんも、町長もそういうことあったかもしれませんが、それは1番

最初の臨時議会で言いました。三枝さんに対して、もしそういうふうに思うんだったら、責任を感じるんだったら、お辞めになられたらどうですかっていうのは言いました。だから、これはそうじゃないんです。町として、どういうふうにしたらこういうことが起こらなくなるか、またどうしてこんな問題が起こったのかっていうことを、ちゃんと当局として調べて、分からないこともあるかもしれませんが、できる限り住民の皆さんにオープンにしていくと、それが信頼を回復していくための一番の方法じゃないかということで提案させていただきますので、ぜひその意図を汲んでいただいて、皆さんで協議していただいて、解決の道を模索していただけたらというふうに思います。以上で質問を終わります。

○議長（川本貴也君）

これにて、一般質問を終了いたします。

閉会

○議長（川本貴也君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成 26 年 9 月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠にお疲れ様でした。

閉 会 午後 3 時 52 分